

平成28年第1回葛城市議会定例会会議録（第4日目）

1. 開会及び閉会 平成28年3月25日 午前10時00分 開会
午後 4時40分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

1番 欠 員	2番 内 野 悦 子
3番 川 村 優 子	4番 西 川 朗
5番 増 田 順 弘	6番 岡 本 吉 司
7番 朝 岡 佐一郎	8番 西 井 覺
9番 藤井本 浩	10番 吉 村 優 子
11番 阿 古 和 彦	12番 赤 井 佐太郎
13番 下 村 正 樹	14番 西 川 弥三郎
15番 白 石 栄 一	

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	生 野 吉 秀
教 育 長	大 西 正 親	総合政策企画監	本 田 知 之
まちづくり統括技監	松 倉 昌 明	総 務 部 長	山 本 眞 義
企 画 部 長	米 井 英 規	市民生活部長	芳 野 隆 一
都市整備部長	土 谷 宏 巖	都市整備部理事	木 村 喜 哉
産業観光部長	下 村 喜代博	保健福祉部長	山 岡 加代子
教 育 部 長	吉 村 孝 博	上下水道部長	川 松 照 武
会 計 管 理 者	邨 田 康 司		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	寺 田 馨	書 記	中 井 孝 明
書 記	新 澤 明 子	書 記	井 谷 亜 耶

6. 会議録署名議員 6番 岡 本 吉 司 7番 朝 岡 佐一郎

7. 議事日程

日程第1 議第2号 葛城市行政不服審査会条例を制定することについて

日程第2 議第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定す

ることについて

- 日程第3 議第4号 葛城市個人番号カードの利用に関する条例を制定することについて
- 日程第4 議第5号 葛城市職員の退職管理に関する条例を制定することについて
- 日程第5 議第6号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて
- 日程第6 議第7号 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて
- 日程第7 議第9号 葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第8 議第10号 葛城市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第9 議第11号 葛城市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて
- 日程第10 議第17号 葛城市ラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築の規制に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第11 議第18号 葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて
- 日程第12 議第19号 財産の取得について（葛城市道の駅かつらぎ地域振興棟厨房機器購入）
- 日程第13 議第8号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて
- 日程第14 議第12号 葛城市公民館条例の一部を改正することについて
- 日程第15 議第13号 葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第16 議第14号 葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第17 議第15号 葛城市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第18 議第16号 葛城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び葛城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第19 議第21号 平成27年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第20 議第22号 平成27年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第4号）の議決について
- 日程第21 議第23号 平成27年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の議決

について

- 日程第22 議第24号 平成27年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第23 議第25号 平成27年度葛城市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第24 議第26号 平成27年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第25 議第27号 平成27年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第26 議第20号 平成27年度葛城市一般会計補正予算（第6号）の議決について
- 日程第27 議第28号 平成28年度葛城市一般会計予算の議決について
- 日程第28 議第29号 平成28年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
- 日程第29 議第30号 平成28年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
- 日程第30 議第31号 平成28年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決について
- 日程第31 議第32号 平成28年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
- 日程第32 議第33号 平成28年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決について
- 日程第33 議第34号 平成28年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
- 日程第34 議第35号 平成28年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
- 日程第35 議第36号 平成28年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
- 日程第36 議第37号 平成28年度葛城市水道事業会計予算の議決について
- 日程第37 発議第1号 無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書
- 日程第38 発議第2号 児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書
- 日程第39 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について

開 会 午前10時00分

赤井議長 ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより平成28年第1回葛城市議会定例会第4日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

これより本日の会議を開きます。

初めに、本定例会中に開催されました各常任委員会において、所管の調査事項について審査をされておりますので、その審査状況について、各委員長より報告願います。

まず、総務建設常任委員長より報告を願います。

7番、朝岡佐一郎君。

朝岡総務建設常任委員長 皆さん、おはようございます。ただいま、議長の許可をいただきましたので、去る3月7日の本会議におきまして総務建設常任委員会に付託をされました13議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、3月11日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件であります、地域活性化事業「新道の駅建設事業」について、尺土駅前周辺整備事業に関する事項について、行財政改革に関する事項について及び公共バス運行について、審査の概要についてご報告をいたします。

初めに、地域活性化事業「新道の駅建設事業」についてであります。

理事者からはハード面とソフト面についてそれぞれ説明がありました。

ハード面では、平成24年から平成27年までの道の駅とその他事業における予算の執行状況を、また、道路情報棟の平面図により、設計内容について報告がございました。

また、ソフト面では、株式会社道の駅かつらぎとの施設管理運営業務に伴う基本協定書案の内容について報告を受けました。

次に、尺土駅前周辺整備事業に関する事項であります。

理事者からは用地交渉の進捗状況について、平成27年12月末時点で17件の地権者のうち、新たに2件の地権者と契約を締結いたしました。未契約者の現在の状況においては、鋭意交渉中、代替地検討中、契約合意など6件の方がおられます。また、まとまった用地の確保ができた部分については、歩行者通路の工事等の施工をしているという報告がございました。この報告を受け、委員からは、事業の進捗に合わせて契約に応じる旨を示している地権者がおられるのであれば、できる限り早急に契約を締結されたいという意見がございました。

続いて、行財政改革に関する事項についてであります。

理事者からは、現在のところ報告すべき事項はないと、このような報告でございました。

最後に、公共バスの運行についてであります。

理事者からは、本年2月15日より「ぐるっとかつらぎ」として再編され、新たに運行を開始し、現在まで順調に運行している。運行開始前後において、利用者及び市民の皆様からさまざまな意見をいただき、これらについては法定協議会など審査を行うが、内容により近隣市の法定協議会に諮り、許可を得なくてはならないものがある。次回の見直し時期である、

新道の駅にバスが乗り入れる時期にまで検討を続けてまいりたい。また、運行開始より15日間の利用者数は、環状線及びミニバスを合わせて2,291人であり、これをもとに年間利用者数を試算すると5万4,621人となり、再編前の約4万7,000人より約16.2%上回ることになる。今後の利用状況を更に分析し、より便利かつ経済的で皆様に愛されるコミュニティバスを目指してまいりたいという報告がございました。

なお、これら4つの所管事項については、今後も引き続き調査を進めることにいたしました。

以上をもちまして、総務建設常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

赤井議長 次に、厚生文教常任委員長より報告願います。

5番、増田順弘君。

増田厚生文教常任委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、去る3月7日の本会議におきまして厚生文教常任委員会に付託されました14議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、14日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件であります、新クリーンセンター建設に係る諸事業について、審査の概要をご報告申し上げます。

理事者からは事業の進捗状況等について報告がありました。まず、建設工事については、地下部分の建設が完了したため、現在、建物周辺の埋め戻し作業を行っており、3月中にはその作業が完了する予定である。また、既に一部工事に取りかかっているが、地上部分や煙突の建設、機械の設置、そして、管理棟の建設に今後取りかかっていく。

なお、建設工事における進捗率は、平成27年度末で約41%になると見込んでいるという報告がありました。

続いて、新クリーンセンターにかかわる県に対する裁判の経過についても報告がありました。

そして最後に、進入道路の用地買収について、現状ではまだ完了していないところもあり、地権者と代替地の交渉を行っているところである。1日も早く交渉がまとまるよう努力してまいりたいという報告がありました。

なお、本調査事項については、委員会としては、今後も引き続き調査を進めることにいたしました。

以上をもちまして、厚生文教常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

赤井議長 本定例会中に開催されました常任委員会における所管の調査事項についての審査報告は、以上であります。

これより日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、議第2号から日程第12、議第19号の12議案を一括議題といたします。本12議案は総務建設常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

7番、朝岡佐一郎君。

朝岡総務建設常任委員長 ただいま上程をいただきました議第2号、議第3号、議第4号、議第5号、

議第6号、議第7号、議第9号、議第10号、議第11号、議第17号、議第18号及び議第19号の12議案につき、総務建設常任委員会の審査の概要及び結果についてご報告をいたします。

初めに、議第2号、葛城市行政不服審査会条例を制定することについてであります。質疑では、市民が行政に対して不満や不服があるために市役所の担当課に行かれた場合、その後、審査会の手続について、条例施行後はどのような手順を踏んで対応されるのか説明を願いたいという問いに対し、市民が担当課で受けられた処分に対して審査請求を提出された場合、総務財政課で受け付けを行い、審査請求の適法性の有無や書類の不備等の確認及び補正を行い受理をする。また、処分を行った処分庁の担当課にも審査請求の連絡をする。なお、市民には行政不服審査の手続について、広報などで周知をするという答弁がありました。

この答弁を受け、さらに委員からは、審査請求を受理する前に、処分を行った担当課において再度処分内容について話し合いを図るのが適当と思われるが、それに対する所見はという問いに対し、裁判における前置主義の処理と同様、処分を行った担当課で審査請求に対して親切かつわかりやすい説明を行い、理解を得ていただいた上で、審査請求手続を進めるよう努めてまいりたいという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第3号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第4号、葛城市個人番号カードの利用に関する条例を制定することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第5号、葛城市職員の退職管理に関する条例を制定することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第6号、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第7号、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第9号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて、及び議第10号、葛城市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについての2議案につきましては、一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1

議案ごとに行いました。

議第9号及び議第10号のいずれも質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第11号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第17号、葛城市ラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築の規制に関する条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第18号、葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、議第19号、財産の取得について（葛城市道の駅かつらぎ地域振興棟厨房機器購入）についてであります。

質疑では、本議案に機器の納入期限が記載されていない理由はという問いに対し、本議案には最低限の要件である取得をする財産の内容、予定金額、相手方等はきちんと記載しており、今回はこれらについて議決を求めるものである。納入期限については、本議案が議決をされた後、仮契約が本契約となる中で納入期限を変更させていただきたいと考えているという答弁がありました。

この答弁を受け、さらに委員からは、仮契約書によれば、納入期限は平成28年3月31日となっているが、本年度中に執行できないことが明確であるのならば、繰越しを行うのではなく、次年度に改めて予算を計上すべきではないかという問いに対し、平成28年秋に道の駅オープンを目指す中、次回開催の6月定例会に諮っては間に合わないため、今回の定例会で議決をいただきたいという答弁がありました。

賛成と反対、双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上をもちまして、総務建設常任委員会の報告とさせていただきます。

赤井議長 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

赤井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第1、議第2号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第2号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議第3号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第3号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議第4号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第4号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議第5号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第5号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第5号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議第6号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第6号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第6号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議第7号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第7号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第7号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議第9号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第9号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第9号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議第10号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第10号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第10号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議第11号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第11号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第11号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議第17号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第17号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第17号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議第18号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第18号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第18号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議第19号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

6番、岡本君。

岡本議員 議第19号について、私は反対の立場で討論を行いたいと思います。

財産の取得について（葛城市道の駅かつらぎ地域振興棟厨房機器購入）の議案であるわけでございます。今回の議案の入札条件につきましては、2月18日に入札執行をされました。納期につきましては3月31日、納入場所は葛城市太田地内、葛城市道の駅かつらぎ地域振興棟内ということになっておるわけございまして、納入場所の建物は、完成はできておりません。現在の建物進捗率は約50%ぐらいではないかなというふうに思っておるわけございまして、入札の前から平成27年度内に物品の納入はできない、このことは理事者側は十分承知の上であったと思うわけございまして、繰越しありきの発注の仕方であるというふうに思っております。

予算の定義でありますけれども、地方自治法の第208条で会計年度及びその独立の原則が定

められておるわけでございまして、普通地方公共団体の会計年度につきましては、毎年4月1日から始まりまして、翌年の3月31日で終わるということを明記されております。この定めにつきましては、それぞれの団体が行政の計画と結果を比較検討し、行政の成果を見るために一定の期間を定め、区切りをつけるためであるということも定められておるわけでございまして、私は今まで、議決案件の中で、竣工期日等の記載がない場合も指摘をしてきませんでした。基本的には年度内完成、これは通常の見方であるわけでございます。しかし、平成27年度に入りまして、新道の駅かつらぎ地域振興棟建築工事が6月で議会の議決を得ております。道の駅、調整池及び造成工事、これは8月の臨時会で議決をされておるわけでございまして、いずれも年度内完成するという説明であったわけでございまして、工期の記載がないこともわかっておりながら指摘をしてこなかったという現実があるわけでございます。今、議案書に記す項目、この分につきましては、地方自治法の施行令第121条の2で、議会に付すべき工事または製造の請負契約の締結議案につきましては、工事名、契約金額、契約の相手方、これは最低の条件であるわけでございます。今回提案されている議案につきましては、この法の定めによる3点と取得の方法、指名競争入札というのは記されておるわけでございますが、肝心の納入期日が記載されておりません。このような内容では議論もできませんし、変更契約議決をとらなくても予算の繰越し措置だけで処理できる。理事者側は意図的に議案を提出しておる。私はそう思っておるわけでございまして、このような仕方につきましては、繰越し行為のマンネリ化。私は理事者の資質が問われる行為であると思っておるわけでございまして、本当にこの問題につきましては、議会軽視に当たるということでございます。

以上のことから、到底賛同できないものであるわけでございます。

以上、討論を終わります。

赤井議長 ほかに討論はありませんか。

3番、川村君。

川村議員 議第19号、財産の取得につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

この財産の取得は、本年秋にオープンいたします葛城市道の駅かつらぎ地域振興棟内の飲食販売施設に必要な厨房機器一式を取得しようとするものでございます。そのため、これらの備品購入については、作業効率を上げる最新機器を導入するためにあらゆる角度から検討され、効率的に調達するため、仕様書の作成や業者選定にご苦労されたことと思います。今回の契約手続については、納入期限が3月31日までとなっておりますが、議決後には本契約を締結し、繰越明許費の手続を行い、納入期限を変更すると本会議において答弁されています。

さきの討論にもございましたが、普通地方公共団体の予算については、地方自治法第208条第2項の規定により、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならないとなっており、会計年度及びその独立の原則が採用されているわけでございます。会計年度及びその独立の原則には一定の条件のもとで例外が認められています。具体的には、地方自治法第213条の規定による繰越明許費があります。会計年度に支出が終

わからない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰越しして支出することができるとなっております。今回の財産取得については、まさしくこの例外に当たるものであると認められているものであり、また、意図的ではないと判断するところでございます。今後においては、これらの厨房機器を用いて、より高度な品質管理を行い、安全・安心な商品の提供をしていただくことをお願いして、私の賛成討論とさせていただきます。

赤井議長 ほかに討論はありませんか。

15番、白石君。

白石議員 議第19号の財産の取得について、反対の立場から討論を行います。

本財産の取得については、道の駅かつらぎ地域振興棟の厨房機器の購入をするための議案であります。この厨房機器の購入は、既に平成28年2月18日に入札が行われ、納期が3月31日ということで仮契約が行われているわけでありまして。

本件については、物品の購入に当たり、2,000万円以上ということでありまして、議会の議決が必要であり、本3月7日の定例議会初日に議案が提出をされました。そして、最終日の本日、議会の議決に付され、最終決定がされることになるわけでありまして。そして、契約の内容では、納期は3月31日となっているわけでありまして。3月25日に議決されれば仮契約が本契約になり、初めて契約が成立をし、納入が始まることとなります。これは、誰が考えても6日間で納入することなど困難なことであることがわかります。本来、これらの手続は、遅くとも12月定例会に本案を提出されるべきでありますし、また、それができないとするならば、臨時会を招集して納期限に間に合うようにされるべきであります。そのことが先ほど来議論されている、地方自治法第208条の会計年度独立の原則、さらには、第213条の繰越明許費の趣旨目的に資することでありまして。繰越明許費が妥当なものなのか、その規定の中では、その性質上、または予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出を終わらない見込みのあるものと書いてあります。これらの要件、その性質上、あるいは予算成立後の事由に基づき、その年度内に支出を終わらない見込みがあるもの、この2つの要件が繰越明許費が認められるとされているものであります。私はこのいずれの要件にも該当しない、このように考えるわけでありまして。

地方自治法第208条の会計年度独立の原則、さらに、第213条の繰越明許費の規定に明らかに反するものであると考え、反対といたします。

討論を終わります。

赤井議長 ほかに討論はありませんか。

8番、西井君。

西井議員 議第19号、財産の取得につきましては、先ほど朝岡総務建設常任委員長から委員長報告がございましたとおり、3月11日に開催されました総務建設常任委員会において可決されています。私も総務建設常任委員会に所属する議員として、この議案の採決については賛成をさせていただきましたので、本会議におきましても賛成の立場で討論をさせていただきます。

この財産の取得にかかわる議案については、今年の秋にオープンする葛城市道の駅かつら

ぎに必要な厨房機器一式を取得しようとするものでございます。委員会における審査では、契約日と納期限、また、会計年度独立の原則などについて議論いたしました。納期限については、議決をいただいてから納期限の変更契約を行うと答弁されております。また、予算書については、一旦平成27年度予算を減額して、新たに平成28年度当初予算で計上すべきであるという意見がございましたが、当該事業は秋にオープンを予定しているため、そのような手続をすれば納期などに重大な支障を来すということが予測されるため、繰越しをするという答弁がありました。まさしくこの理由が、一定の条件で認められている地方自治法第213条の規定による繰越明許費であり、適切な手続であると認められると思いますので、これからも道の駅かつらぎのオープンに向かって頑張ってくださいをお願いして、また、その後の運営についても、地域振興ということの重視のもと、農家ないしは中小企業者の振興ということに力を入れてもらうことをお願いいたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

赤井議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第19号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

赤井議長 起立多数であります。よって、議第19号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議第8号から日程第25、議第27号まで、以上13議案を一括議題といたします。本13議案は厚生文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

5番、増田順弘君。

増田厚生文教常任委員長 ただいま上程されております議第8号、議第12号、議第13号、議第14号、議第15号、議第16号、議第21号、議第22号、議第23号、議第24号、議第25号、議第26号及び議第27号の13議案について、厚生文教常任委員会の審査の概要及び結果をご報告申し上げます。

初めに、議第8号、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについてであります。

質疑では、法律の施行に伴い、新たに学校の種類として加えられることになる義務教育学校について教えてほしいという問いに対し、義務教育学校は、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進し、心身の発達に応じて小学校から中学校までの義務教育として行われている普通教育について、基礎的なものを一貫して行うことを目的としており、小・中学校の学校指導要領を準用するため、前期6年、後期3年の課程に区分された9年制となっている。なお、設置者は市町村となっており、義務教育学校の設置をもって設置義務の履行となっているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決するものと決定しました。

次に、議第12号、葛城市公民館条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、林堂分館が移転新築されたことに伴い、公民館条例の規定から削除されるということであるが、削除されることにより、今後の公民館活動に影響はないのか。また、公民館条例に規定されていない公民館等は市内にどのぐらいあるのかという問いに対し、今回建設された林堂本郷公民館は、認可地縁団体として一般社団法人に該当する林堂本郷自治会により設置されたもので、移転前は公民館条例の規定に基づいて指定管理契約を行い、さまざまな公民館活動をしていただいていたが、今後は生涯学習事業補助金等交付要領により地域分館として位置づけさせていただいた上で、指定管理と同じ積算根拠で算出した金額をもって自治会に補助金を交付するため、活動内容は今までと同じである。また、市内に地域分館は68館あり、そのうち、今回建設された林堂本郷公民館を含む12分館が公民館条例に規定されていないため、生涯学習事業補助金等交付要領に基づいた補助を行っているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第13号、葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、現在、市内に家庭的保育事業や小規模保育事業等はないということであるが、今後において、新設等される可能性についてどのように考えているのかという問いに対し、市内には認可保育所として公立の3園と私立の3園があるため、今のところは家庭的保育事業所や小規模保育事業所等がなくても差し支えないと考えている。なお、事業所内保育について、事業所の従業員の子どもだけでなく、地域の子どもたちも受け入れるという事業所が出てくれば、市としても議論してまいりたいが、現在そういった要望等はないという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第14号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正することについてであります。

若干の質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決するべきものと決定しました。

次に、議第15号、葛城市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第16号、葛城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び葛城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに葛城市指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、条例に規定する運営推進会議の現在の開催状況と会議の構成員について教えてほしいという問いに対し、地域密着型介護サービスのうち、改正前の条例の規定により運営

推進会議の設置開催が義務づけられているのは認知症対応型共同生活介護グループホームであり、市内にある2カ所のグループホーム事業所では、おおむね2カ月に1回以上の頻度で会議を開催している。会議は市役所職員、地元区長、民生委員、事業所利用者など10名程度の構成員で行っており、今回の条例改正は認知症対応型通所介護についても新たにこの会議の設置開催を義務づけるもので、市内のグループホーム事業所のうち1カ所がこれに該当するため、おおむね6カ月に1回以上会議を開催しなければならないが、同一事業所であれば、現在実施している会議と同時に開催することも可能であるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第21号、平成27年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議決についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第22号、平成27年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第4号）の議決についてであります。

質疑では、居宅介護サービス給付費4,000万円及び施設介護サービス給付費3,600万円が増額している一方、介護予防サービス給付費2,500万円が減額している、その理由はという問いに対し、居宅介護サービス給付費4,000万円の増額については、各サービス利用者が前年度より増加傾向にあり、通所介護では前年度の月平均267人の利用に対し、今年度は335人と68人も増加し、給付費は前年同期比較では26.1%増加している。また、通所リハビリテーションでも前年度の月平均114人に対し、今年度は138人と24人ふえており、給付費についても前年同期比較で24.1%増加している。施設介護サービス給付費3,600万円の増額については、特別養護老人ホームでは前年同期比較で2.9%減となっているが、逆に介護老人保健施設では伸びが著しく、給付費では前年同期比較では41.4%増加している。介護予防サービス給付費2,500万円の減額については、4月利用分から横ばい状態が続いていたが、介護予防通所介護などの介護報酬の減額が影響し、当初見込みを下回る状況となっているため減額をしたという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第23号、平成27年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の議決についてであります。

質疑では、歳入の下水道料金3,850万円の減額は当初予算の10%に相当するが、その内容はという問いに対し、大口利用者の工場において、当初、9,000万円程度の使用料を見込んでいたが、工場の横に河川に放流できる程度まで水質を浄化する調整池を設けられ、河川に放流する県の許可を得られたことにより16万2,000トン、3,850万円の減額となった。また、これに伴い、歳出の県に支払う流域下水道維持管理費負担金も1,980万円の減額となったという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第24号、平成27年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）の議決についてであります。

質疑では、学校給食管理費の燃料費131万6,000円及び光熱水費759万1,000円が減額され、試食材料費でも100万円が減額となり予算が皆減となっているが、その内容はどういう問いに対し、燃料費については、主に旧新庄及び當麻の学校給食センターに設置されているボイラーの重油使用量減少によるものである。光熱水費については、設計業者が稼働日数や稼働時間をもとに試算したものを予算化した。実際の運営においては、稼働時間を抑え、温度管理も調整するなど節約した結果、減額につながった。また、試食材料費については、当初予算にて100万円を計上していたが、プロポーザルにより決定した委託業者との契約において、この試食材料費について協議した結果、委託業者が負担することとなったため、今回、全額を減額することになったという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決するべきものと決定をいたしました。

次に、議第25号、平成27年度葛城市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

質疑では、償還金161万8,000円増額の内容はどういう問いに対し、墓地の返還による償還金の内容については、当初予算において返還件数を7件と見込んでいたが、年度末においてA区画1件、B区画8件及びC区画4件の合計13件の見込みであるので、今回、161万8,000円を増額補正したという答弁がありました。

この答弁を受け、さらに委員からは、墓地の新規購入価格に対し、返還価格の割合はどういう問いがあり、墓地購入後、未使用での返還は新規購入価格の6割、使用された後の返還は新規購入価格の2割であるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決するべきものと決定しました。

次に、議第26号、平成27年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決するべきものと決定しました。

最後に、議第27号、平成27年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決するべきものと決定しました。

以上であります。ほかにも各委員からは活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、厚生文教常任委員会の報告といたします。

赤井議長 ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時55分

再 開 午前11時05分

赤井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

赤井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第13、議第8号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第8号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第8号は原案のとおり可決されました。
日程第14、議第12号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第12号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第12号は原案のとおり可決されました。
日程第15、議第13号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第13号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第13号は原案のとおり可決されました。
日程第16、議第14号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第14号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第14号は原案のとおり可決されました。
日程第17、議第15号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第15号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第15号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議第16号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第16号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第16号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議第21号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第21号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第21号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議第22号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第22号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第22号は原案のとおり可決されました。

日程第21、議第23号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第23号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第23号は原案のとおり可決されました。

日程第22、議第24号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第24号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第24号は原案のとおり可決されました。

日程第23、議第25号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第25号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第25号は原案のとおり可決されました。

日程第24、議第26号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第26号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第26号は原案のとおり可決されました。

日程第25、議第27号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第27号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第27号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第26、議第20号議案を議題といたします。

本案は各常任委員会に分割付託されておりますので、審査の結果報告を各委員長に求めます。

まず、総務建設常任委員会の関係部分について、審査の結果報告を求めます。

7番、朝岡佐一郎君。

朝岡総務建設常任委員長 ただいま上程をされました議第20号、平成27年度葛城市一般会計補正予算(第6号)の議決につきまして、総務建設常任委員会の関係部分について、審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、総務費の自治振興費の中の街灯等整備事業補助金について、平成27年度当初予算で350万円計上され、今回の補正では100万円が増額をされているが、今年度における補助実績について教えてほしいという問いに対し、平成27年度に新設したLEDの街灯は38基で、補助金額は137万200円、取りかえをしたものは279基で、補助金額は212万5,300円、合計で349万5,500円となっているという答弁がありました。

次に、農林商工費の農業振興費の工事請負費が3,760万6,000円減額をされているが、その理由はという問いに対し、3,760万6,000円の減額については、農畜産物処理加工施設「當麻の家」のトイレ改修を平成27年度当初予算に計上していたが、設計金額の確認等において、県の方とも相談した結果、平成28年度の補助事業に該当するということになったので、来年度当初予算の方で再度計上させていただくことになった。「當麻の家」を利用される皆さんに迷惑がかからないよう、1日も早く改修整備をいたしたいと考えているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、本委員会に付託をされた関係部分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございますが、このほか各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、総務建設常任委員会の報告といたします。

赤井議長 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

次に、厚生文教常任委員会の関係部分について、審査の結果報告を求めます。

5番、増田順弘君。

増田厚生文教常任委員長 ただいま上程されております議第20号、平成27年度葛城市一般会計補正予算(第6号)の議決につきまして、厚生文教常任委員会の関係部分について、審査の概要及び結果をご報告申し上げます。

質疑では、地方創生加速化交付金事業に計上されている、母親雇用支援事業委託料4,000

万円の具体的な事業内容についてお伺いしたいという問いに対し、この事業は市の人口減少対策として実施するものであり、市民向けアンケートの結果、理想とする子どもの数を持っていない理由として、子育てや教育にお金がかかるとの回答が多く寄せられていることを踏まえ、これらの問題を解消するために、女性が活躍できる社会を目的とした子育て支援のモデル事業として、市内に託児所とオフィススペースが併設された、子どもを見守りながら働くことのできる拠点を構築するものである。この拠点の運営については、民間事業者と連携して実施することを想定しており、委託料の中には、オフィス等構築のための情報機器、備品等の設置や既存施設の改修費用のほか、拠点で働く保育士や責任者の人件費も含まれているという答弁がありました。

この答弁を受け、さらに委員からは、テレワークの運用について、もう少し詳細な部分について教えてもらいたいという問いがあり、この事業は都市部での比較的単価の高い仕事を地方で安価な単価で請け負うものであり、この差額で拠点のランニングコストが賄える。また、本拠点では子どもの預かり料は無料にする予定であり、保育料がかからない分、実質的に母親は子どもを預けながら高い賃金を得ることができる。具体的な仕事内容としては、運営事業者が受注したパソコンを用いた顧客の管理や電話による営業を行うことを想定している。また、拠点において母親の井戸端を形成し、その中での母親視点でアイデアを地元金融機関との協力で商品開発につなげ、地域経済の発展につなげていきたいという答弁がありました。

次に、母子保健事業費の妊婦保健診査委託料200万円及び妊婦健康診査負担金100万円の減額理由はという問いに対し、妊婦保健診査委託料については、妊婦さんが県内で産婦人科で検査を行ったときに使用していただけるよう、1枚2,500円の基本券及び追加券を計38枚発行している。しかし、妊婦の届け出数が平成26年度370人に対し、平成27年度末で約300人と見込んでおり、前年度と比較すると約70人も減少となるために減額となった。また、妊婦健康診査負担金については県外の里帰り出産に伴うもので、前年に比べ、里帰り出産が少なくなったため減額となったという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、本委員会に付託された部分については全会一致で原案どおり可決するべきものと決定しました。

以上であります。このほかにも各委員からは活発な質疑がなされ、数多くの意見が出ておりますことをつけ加えまして、厚生文教常任委員会の報告といたします。

赤井議長 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

15番、白石君。

白石議員 第20号の平成27年度一般会計補正予算（第6号）の議決について、反対の立場から討論を行います。

反対の理由は、第3表の繰越明許費についてであります。地方自治法第213条、繰越明許費は、歳出予算の経費のうち、その性質上または予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用できると規定しています。本条の繰越明許費は、地方自治法第208条の会計年度独立の原則に対する例外を認めたものでありますが、その運用は法の規定に基づき、厳正に行わなければなりません。

繰越しできる要件とされているその性質上とは、相手方の給付に長期間を要するとか融雪後、工事を着工しなければならないなど、予算成立の当時から支出を終わらない見込みであることが判明しているもので、特定の事務または事業で、本来、相当の期間を要するか、または、全く外部要因に支配されるもので、予算の執行の過程における自然的、社会的諸条件に影響されやすい性質を有することを指すものです。

また、予算成立後の事由については、天候や突発的事故による工事の遅延、国庫支出金の決定や起債許可の遅延などの種々の事情が考えられます。本補正予算における第3表の繰越明許費は、そのうち、民生費や総務費などについては、国の第1次補正が1月20日に成立をし、それを受けて今補正予算に反映されたもので、母親雇用支援事業や介護保険抜本改正対応業務、あるいは保育所等における業務効率化推進事業など理解できるものであります。

しかし、地域活性化事業の10億円の繰越明許費、とりわけ、周辺整備事業に1億3,000万円、道路情報棟7,700万円の繰越明許費については認めがたいものであります。本事業費については、既に入札が本日実施されること、そして工期が3月31日に行われることが入札の事前公表に公表されておるわけであり、私は会計年度独立の原則あるいは繰越明許費が許される要件、2要件、これらに該当しない事例であると考えられます。財政規律を維持し、議会の議決権を尊重する。このように厳密に適用され、事業の執行においては、当初予算において十分な見通しをもって計上すべきであり、入札の執行においては、新年度において実施されるべきであります。

以上の理由により反対をいたします。

赤井議長 ほかに討論はありませんか。

3番、川村君。

川村議員 議第20号、平成27年度一般会計補正予算（第6号）につきまして、賛成の立場から討論させていただきます。

今回の補正予算額は809万1,000円の減額補正であります。歳出の主な内容につきましては、まず、各費目全般にわたる人事院勧告等に伴う人件費の補正、また、総務費では国の補正予算に伴う地方創生加速化交付金事業に係る委託料などの増額。先ほど委員長報告にもありました、人口減少問題に歯どめをかける画期的な事業であり、数々の女性就労に伴う問題に対して前向きな取り組みと考えます。

民生費では、障害者福祉費における扶助費の減額及び年金生活者等支援臨時福祉給付金の

増額、農林商工費では、団体営土地改良事業費の減額などがあり、その他予算執行状況を見きわめた上での補正要求額となっています。

また、繰越明許費に計上されている事業の中で、国の補正予算に係る事業として、地方創生加速化交付金事業の関係6事業を含む12事業と、国の残予算による農地有効活用促進事業、農村地域防災減災事業の2事業を加えた14事業については、いずれも国庫補助金を積極的に活用して取り組んでいただいたものでございます。しかしながら、それ以外の繰越事業につきましては、事業の進捗状況により年度内完了が見込めないものが17事業もございます。そのため、それぞれの事業の執行に当たりましては、山下市長以下職員皆さんが一丸となられ、事業の年度内達成のために全力を尽くしていただくのはもちろんのこと、議会を含む関係機関等へも十分に連絡調整を図りながら、1日も早く事業を進めていただくことを強く要望いたします。

赤井議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第20号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告はいずれも可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

赤井議長 起立多数であります。よって、議第20号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第27、議第28号から日程第36、議第37号まで、以上10議案を一括議題といたします。本10議案は予算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

7番、朝岡佐一郎君。

朝岡予算特別委員長 それでは、去る3月7日本会議におきまして予算特別委員会に付託をされました平成28年度当初予算の10議案につきまして、3月16日から3月18日及び3月22日の4日間、委員会を開催し、慎重に審査をいたしておりますので、その概要と結果についてご報告をさせていただきます。

まず、議第28号、平成28年度葛城市一般会計予算の議決についてであります。

歳出の議会費では、老朽化をしている議場及び委員会室の音響設備の入れかえについて、平成27年度の当初予算査定の結果、向こう1年間十分な議論を行った上で結果を出すこととなったが、その間どのような議論がなされたのかという問いに対し、平成26年度において、総務建設常任委員会等の協議会で検討いただき、平成27年度において音響設備を、後年度に映像設備を導入することで決定いただいたが、予算査定において、入れかえは同時に行う方向で議論願いたい。一定の方針等が出たときには、リースをお願いをするかもしれないが、導入を検討するという見解が示されました。

この事業費には補助金がないため、導入の初期費用が二重にならないなどのメリットを勘案し、議会改革特別委員会においては、インターネット中継を含めた映像及び音響設備の同

時入れかえを検討することで結論が出され、その上で、平成27年度中においても、事業費の規模を再確認するために新たな業者から見積もりを徴収したが、金額には差異が見受けられなかった。また、議会基本条例素案作成作業部会において、最新の音響と映像設備を導入することにより、議会の広報活動に努めることを条文中に盛り込むことで決定しており、葛城市議会基本条例を平成29年第2回市議会定例会に上程し、施行を目指す上で、当該年度中には議場と委員会室への導入に向けて検討する必要があるという答弁がありました。

この答弁を受け、さらに委員からは、設備の入れかえ費用は単費であるため莫大な費用がかかるが、設備の議会運営上で果たす役割の重要性を鑑みて対応願いたいという問いがあり、総額約4,000万円の単費を支出することになるが、その財源と導入方法をどのようにするか、議会基本条例施行予定の年度には導入ができるよう、正副議長及び議会改革特別委員会正副委員長とともに引き続き議論をしまいたいという答弁がありました。

次に、総務費では、ファシリティマネジメントについて、平成25年度より3カ年かけて検討された結果、どのような結論が出されたのかという問いに対し、平成25年度は市有財産の基礎的情報及びコスト情報等を把握した。平成26年度は奈良県の中長期的な保全計画策定システムを活用し、市内140施設のうち81の施設を調査した内容に基づいて、ライフサイクルコストを算出した。平成27年度は施設ごとの評価等を行い、来る3月30日の開催の検討会議において意見を集約し、葛城市公共施設ファシリティマネジメント基本計画を策定し、報告をさせていただきたいという答弁がありました。

この答弁を受け、さらに委員からは、当麻庁舎は地震による崩壊の危険性が非常に高いことが以前より指摘されており、早急に措置を講じるべきではないかという問いがあり、以前、当麻庁舎の耐震診断を行った結果、I s値が0.157という非常に危険な状態であるが、増築部分があるため、耐震化対策工事が非常に困難である。平成28年度にはどのような措置を講じるか、一定の方向性を示してまいりたいという答弁がありました。

また、防災行政無線管理費の工事請負費として、9億9,781万9,000円の予算が計上されている経緯及び本事業が実施をされることによる効果はという問いに対し、市民への情報伝達手段として、新庄地区においては、昭和30年代後半より有線放送が、当麻地区においては、平成7年よりアナログ式防災行政無線がそれぞれ整備をされているが、有線放送は雨、風ともに弱く、一方、無線放送は平成34年11月30日をもって免許が更新できなくなる。合併以降、情報伝達手段の一本化が課題となっていたが、各家庭に無償貸与されている防災行政無線受信機に対しては補助等が受けられず、予算計上をすることができなかった。ところが、平成27年度に総務省から防災行政無線デジタル化整備を戸別受信機と一体化で行うことにより、防災減災起債事業の対象になることが示され、この起債は事業費の対象額が100%充当され、うち70%が交付税算入されるという有利なものとなっており、この機を逃せば整備ができないという判断の中で予算計上をする運びとなった。また、デジタル化されることでスマートフォンなどにより情報発信が受けられ、定時放送を聞き逃しても、その内容を確認できる等のメリットがあるという答弁がありました。

次に、民生費では、市内の保育所及び学童保育における定員数と利用者数について、どの

ような状況にあるか伺いたい。また、市内に待機児童がいるのかという問いに対し、平成28年2月1日現在において、市内にある公立及び私立の保育所6園では、定員合計850人に対し、入所者数の合計は778人となっている。しかし、浄正院保育所だけが定員を超過しており、残る5園については定員未満となっている。なお、国の基準における待機児童とは、市内で入所可能な保育所があるにもかかわらず、特定の保育所への入所を希望し待機をしている場合は基準外となり、2月1日現在における本市の待機児童はいないと判断する。

次に、学童保育については、2月1日現在、市内全体で420人の定員に対して、登録児童数は527人となっているという答弁がありました。

この答弁を受け、さらに委員からは、希望する保育所や学童保育を利用できない方に対する対応はという問いに対し、子育て世代に対して希望する保育所を利用できるよう、私立保育所とともに連携して対応してまいりたい。また、学童保育の利用率は60%程度であるが、平成28年度には新庄北小学校区学童保育所を施設整備するとともに、特に希望者が多い新庄小学校区学童保育所は小学校の空き教室を利用し、指導員も現状に応じて増員を図り、運営を行うという答弁がありました。

次に、児童措置費の一時預かり事業補助金158万円の交付先と積算方法について伺いたいという問いに対し、この補助金は市内の華表保育園に対して交付をするものである。補助金の積算については、一時預かり利用児童1人当たりの単価を決めて交付していたが、平成28年度より利用見込み児童数に応じた国、県の補助基準に基づいて交付をする方法に変更した。利用見込み児童数については、例年と同じ300人と見込んでおり、基準では300人以上900人未満は158万円となっているという答弁がありました。

次に、衛生費では、保健衛生総務費の休日診療所負担金783万4,000円の積算方法について伺いたい。また、小児深夜医療負担金408万9,000円について、前年度の当初予算より100万円ほどふえている理由はという問いに対し、休日診療所負担金については、基準額となる葛城地区休日診療所の運営費3,600万円に対し、その1割の額を3市1町で一律90万円の均等割とし、さらに、1年間の利用者割合から計算するもので、葛城市民の利用率が21.4%であることから、利用率割は693万4,000円となり、合算すると783万4,000円となる。また、小児深夜医療負担金については、基準額となる樞原市休日夜間応急診療所の運営費4,890万円に対して、前年度の診療所利用割合から算出するもので、葛城市民の利用率が8.36%であるから、利用率割は408万9,000円となる。なお、前年度より負担金がふえている理由は、運営費や市民の利用実績が増加をしたことによるものであるという答弁がありました。

また、火葬場費の火葬炉設備賃借料469万3,000円の内容はという問いに対し、火葬場の炉については、昭和62年4月に稼働して以来、経年による老朽化が進んでおり、火葬炉1基と配電盤の入れかえについて、10年間のリース契約を予算計上しており、平成28年度の費用は469万3,000円となった。今後、3基の火葬炉を平成28年度から毎年1基ずつ入れかえを行う予定であり、市単独の費用で実施する中で単年度の財政負担を考慮するとともに、今後、火葬炉は長期間にわたって使用をしていくもので、後年度に負担を平準化していくという理由でリース契約を行ったという答弁がありました。

次に、農林商工費では、観光費における観光協会補助金が平成27年度より200万円増額をされているが、その理由はという問いに対し、奈良県出身の塩崎祥平監督が出身地の奈良を活性化させようと、葛城市の二上山や當麻寺をロケ地とする映画「かぞくわり」の制作を予定しており、観光協会としても葛城市を盛り上げ、全国に発信するよい機会であり、地元の方々と協力しながら、葛城市にとって有益な映画となるよう、制作に協力をいただくための補助金であるという答弁がありました。

また、林業振興費において、消耗品費、手数料、備品購入費のそれぞれの計上をしているが、その内容はという問いに対し、これらの費用は平成28年度新規の事業として木材や森林とのかかわり合いから、知育・徳育・体育の3つの側面から効果的に育む取り組みを目的とする木育推進事業を推進するための経費である。その内容として、消耗品費からは、出生届を提出された方に贈呈する奈良県産材の積み木を、備品購入費と手数料からは、ヒノキ枠のプールとプールに入れる磨かれたヒノキ玉の経費である。これらの木製品により木の遊び場を設営することにより、幼少期から五感で木に対する親しみ、また、理解を深めることで、精神的に落ち着いた子どもたちの健全育成に、また、将来的にはみずから森づくりに貢献する人材にもつながるよう努めてまいりたい。なお、木については、奈良県産を使用することで事業費の2分の1が県の補助対象となるため、また、積み木は奈良少年刑務所で受刑者が作成したものを購入し、ヒノキ玉の磨き上げは障がい者施設の方々に依頼をしたいと考えているという答弁がありました。

次に、土木費では、住宅管理費における工事請負費2,500万円の内容はという問いに対し、平成28年度における市営住宅に関する工事費として、観音寺田団地のエレベーター耐震及び誤作動防止工事として200万円、八川住宅の三点給湯工事として1,200万円、また、屋敷跡団地の空き家3体の解体工事として1,100万円、以上3件合わせて2,500万円の工事請負費を予定しているという答弁がありました。

この答弁を受け、さらに委員からは、屋敷跡団地解体後の空き地はどのように利用されるのかという問いに対し、解体後の空き地利用については、地元大字に管理をいただいているケースもあるので、今回のケースについても、これらを踏まえて地元大字と協議をしてまいりたいという答弁がありました。

また、地域活性化事業費における工事請負費の1億4,000万円と平成27年度一般会計補正(第6号)の繰越明許にある事業費の工事請負費をあわせて、平成28年度に執行される工事内容と工程についてお聞かせを願いたいという問いに対し、平成28年度の1億4,000万円と、平成27年度繰越明許費のうち約1億7,000万円を合わせた約3億1,000万円の工事請負費の内容は、オンランプ工事、駐車場整備工事、地域振興棟周辺整備工事及び広場整備工事の4カ所を計画している。また、工程については建物移転が残っているが、本年秋のオープンに向けて順次計画的に工事を進めてまいりたいという答弁がありました。

この答弁を受け、さらに委員からは、最終的には地域活性化事業の総事業費はどれぐらいになるのかという問いに対し、12月定例会において説明させていただいた執行額21億1,800万円とそれ以降、設計委託、周辺道路整備、道路情報棟の用地補償として執行を予定してい

る約3億7,500万円を合わせた24億9,300万円が平成27年度末の執行予定額となり、それに平成28年度で予定している4カ所の工事費の執行予定額2億円を合わせた、総額26億9,300万円が総事業費となる見込みであるという答弁がありました。

次に、消防費では、非常備消防費における消防用機器等購入費178万1,000円の内容はという問いに対し、現在、火災における葛城消防署消防団、市役所間の連絡手段として、アナログ式の消防救急無線を使用しているが、本年5月末に使用できなくなる。消防団ポンプ車には固定式の無線機が設置されているが、これとは別に、不測の事態に備え、携帯型の防災行政無線機、防災かつらぎを消防団ポンプ車設置分6台及び市が所有している防災活動車設置分1台の計7台に新たに購入するものであるという答弁がありました。

また、災害対策費における防災士育成事業補助金66万円の内訳及び防災士の活動内容はという問いに対し、現在、49名の方が防災士として地域に根差した減災及び防災活動に尽力をいただいているが、個々に奈良県への登録をされているため、横の連携ができていないのが実情である。そこで、防災士会を結成していただき、情報の共有化を図ることにより、新たに作成する防災マップ等をうまく活用して活動していただきたいと考え、今回、日本防災機構が認定する防災士の育成に係る教材費等3,000円、受験代3,000円及び登録代5,000円の計1万1,000円の補助を行い、新たに60名の防災士を育成いたしたいという答弁がありました。

教育費では、中学校の学校管理費におけるエアコン設置工事費について、場所、台数、その特定財源及び設置に至った経緯はという問いに対し、エアコンの設置については、新庄中学校で42教室、白鳳中学校で27教室を予定している。また、特定財源としては、国庫金として文科省所管の学校施設環境改善交付金3,749万4,000円及び地方債5,620万円それぞれ予定をしている。設置の経過については、4年前より新学習指導要領が実施され、2学期の開始が8月26日に早まったことから、暑さ対策について関係機関等において議論し、慎重な意見をいただいたところであるが、当時は学校施設の耐震化を優先して行ってまいりました。しかし、近年の地球温暖化による猛暑が続く中、エアコン設置を求める声は次第に高まり、耐震改修工事が終了した時点で設置ができないか、昨年秋以降、教育委員会が一丸となって強く要望を続けた結果、このたび予算計上される運びとなりましたという答弁がありました。

また、体育施設費におけるスポーツゾーン計画設定委託料が計上されているが、その計画及び概要についてどのような検討をされているのか説明を願いたいという問いに対し、本事業は奈良県の後押しを受け、葛城市、五條市及び御所市の3市が一体となり、国際級のスポーツ大会のキャンプ地誘致等を目指すものである。具体的な計画及び概要については、平成28年度の早い時期に、市民の代表、議会議員を交えた策定会議で意見を拝聴しながら、事業計画案、概要事業費及び工程表を作成し示してまいりたい。また、事業を進めるに当たり、土木建築工事用地交渉から県へ申請手続等専門的な経験と知識を必要とするため、プロジェクトチームを編成する予定であるという答弁がありました。

次に、歳入では、市税について平成27年度の当初予算と比較して、個人市民税と固定資産税が増額となっている理由はという問いに対し、個人市民税については、所得割において特

別徴収の推進を伴う特別徴収納税義務者数の増加などが要因となり、全体で3,550万円の増額となっている。また、固定資産税については、土地及び償却資産が前年度より若干減額となっているが、家屋においては、大規模施設等の建設による増加分や、平成28年度は3年に1度の評価がえの年ではないため、大きな減額要因がないことにより、全体で1,800万円の増額となっているという答弁がありました。

また、市債の中で、合併特例債が7億5,750万円計上されているが、現時点における合併特例債の借入総額と残額について伺いたいという問いに対し、合併特例債の平成17年度から平成26年度までの借入総額は49億3,970万円である。平成27年度の借入見込額については、現年度及び過去からの繰越し等を合わせると41億8,880万円となり、合算をすると平成27年度末における借入見込総額は91億2,850万円となる。平成26年12月時点での新市建設計画における合併特例債発行予定額は99億9,000万円であり、借り入れをできる残額としては8億6,150万円となるという答弁がありました。

この答弁を受け、さらに委員からは、新市建設計画に掲げる事業のうち、まだ完成していない事業もある中、今後、起債の計画についてどのように考えているのかという問いに対し、合併特例債の平成27年度借入見込額を決算ベースに置きかえることで、借り入れできる残額については幾分かの上乗せ分が出てくると思われるが、国の補正予算等によってより有利な起債が見当たれば、すぐに組み替えをしながら対応するなど、さまざまな事業を実施していく中で、一般財源への負担を極力少なくできるよう取り組んでまいりたいという答弁がありました。

次に、総括質疑では、地方創生に向けて全国でさまざまな施策が展開されている中、これからの葛城市の活性化のためにどのような施策や事業が必要と考えているのか。特に、新道の駅が持つ事業効果を今後どのように本市の地方創生につなげていくのかという問いに対し、少子高齢化に伴う生産年齢の減少等により、市の税収確保が困難になっていく一方、医療や介護等に係る費用の増加や公共施設の維持管理費などがふえていく中で、生活に対する不安が増大をしている。こうした不安を希望に変えるため、シティセールス、ローコストコミュニティを施策として推進をしていく。具体的には、企業誘致を行うとともに、葛城市が持つ観光資源等の魅力を県内外に発信し、働く世代を中心に、多くの方に住んでいただけるようシティセールスを推進しながら、市民サービスの低下を招くことなく、行政コストを削減して効率的な行政運営を行うローコストコミュニティの視点に立ち、ICTの活用や民間会社の手法を柔軟に取り入れたいと思っている。その概念の中で、お尋ねである農・商・工が連携する地域振興の拠点、新道の駅や子ども・子育ての相談拠点、子ども・若者サポートセンターを初め、地域でお互いに支え合っているような拠点づくりを事業として、今後のまちづくりを進めてまいりたいと考えており、市民が幸せだと思っただけの状況、また、そのために市民に協力いただけるような体制を築けるよう努力をしてまいりたいという答弁がありました。

賛成、反対、双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第29号、平成28年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、医療保険制度改革法が平成27年度に成立し、平成30年度からは広域が実施されるが、広域化によって保険料の決定や徴収義務など、どのような仕組みになるのかという問いに対し、国は平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となって、安定的な財政運営や効果的、効率的な事業の確保等、国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化させるという方針を示しています。この方針により、都道府県は市町村が払う納付金により、給付費に必要な費用の全額を市町村に交付し、将来的な保険料負担の平準化を図るため、市町村ごとに標準保険料率を提示するとともに、国保の運営方針を定め、市町村の事務の効率化、広域化等の推進をすることで地域住民と身近な関係の中で現在と同じ資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業と地域にわたって事業を行っていくことになる。また、保険料の決定については、奈良県内どこに住んでいても、一定の基準により同じ保険料に一本化することとし、県全体の保険給付費の見込額を計算し、市町村での収納率の違い、被保険者数の規模により収納率の目標を定め、その目標に沿った各市町村の標準保険料が決まると聞いている。今後においては、県市町村の協議が進む中、納付金の算定においては、葛城市の医療費は県下でも低い水準にあり、健全な財政運営を行ってきた現状を訴え、激変緩和措置が講じられるよう常に要望しながら協議に臨んでまいりたいという答弁がありました。

賛成、反対、双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第30号、平成28年度葛城市介護保険特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、介護保険法の改正により、定員が18名以下の小規模通所介護事業所については、平成28年4月1日から市町村が管轄する地域密着型サービスへ移行することになるということであるが、その影響は。また、今後、地域密着型特別養護老人ホームの整備計画について伺いたいという問いに対し、法改正により葛城市内では8つの事業所が地域密着型サービスに位置づけられる見込みであるが、市内の小規模通所介護事業所については、みなし指定により地域密着型通所介護の指定を受けたものとみなされるため、新たな指定申請は不要である。また、地域密着型特別養護老人ホームの施設整備については、第6期介護保険事業計画では、今のところ予定はないという答弁がありました。

この答弁を受け、さらに委員からは、平成28年度より地域包括ケアシステムの構築に向けて、生活支援コーディネーターを配置し、多様なサービスを提供できるということであるが、どのような支援体制を考えているのかという問いに対し、地域の実情を把握した上で、職員とともに各種支援サービスを提供するために、ボランティアを活用した生活支援コーディネーターを配置し、地域で支え合う仕組みづくりを念頭に、高齢者の介護予防等を支援する地域包括ケアシステムの構築をしてまいりたいという答弁がありました。

賛成、反対、双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第31号、平成28年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、下水道改造助成金500万円が計上されているが、平成27年度の下水道加入件数、

下水道改造助成を受けた件数とはという問いに対し、下水道改造助成金については、平成28年2月末で56件の助成を行い、既に接続工事の検査を終えているものが5件あるため、年度末には61件に対して助成をする見込みである。また、助成事業の対象とならない接続が10件あるので、平成27年度においては、71件が下水道への接続をしていただくことになった。なお、住宅の新築に伴う接続を含めた総件数は253件であるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第32号、平成28年度葛城市学校給食特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、新しい学校給食センターが稼働して以来、提供される給食の味が変化したとの声が寄せられているが、このことに対しどのように対応されているのかという問いに対し、以前は新庄及び當麻の両学校給食センターにて、それぞれ管理栄養士の指導を受けながら調理をしていたが、現在の給食センターでは献立が統一され、子どもの健康を考えて、文科省の学校給食実施基準にのっとり、基準塩分量を定め、自然甘味料による味つけの工夫等を行い調理をされている。今後も子どもの健康や安全性に十分留意をした上、さまざまな意見を拝聴しながら、少しでも満足していただける学校給食づくりに努めてまいりたいという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第33号、平成28年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決であります。若干の質疑がございましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第34号、平成28年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、歳入における霊苑使用料が平成27年度より900万円減額をされている理由とはという問いに対し、霊苑墓地の募集については2年に1度募集していたが、以前から毎年募集をしてほしいとの要望があり、過去の募集件数の実績から約40件程度あるから、その半分の20件を予算化したことにより、900万円の減額となったという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第35号、平成28年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第36号、平成28年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、後期高齢者医療保険料については2年ごとに保険料が改定をされているが、奈良県における平均保険料とはという問いに対し、均等割及び所得割の保険料改定により、平成28年度の奈良県全体の保険料調定額は、前年度と比較すると約7億7,279万円ふえており、その額を被保険者の総数で除すると、1人当たり年額平均保険料は7万1,236円となる。同様に平成27年度を計算すると、1人当たり7万1,904円になる。保険料の調定総額自体は改定により伸びているが、それ以上に被保険者数の伸びが著しかったため、平均保険料で比較

すると、金額にして668円、率にして0.9%とおのおの減となったという答弁がありました。

賛成と反対、双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、議第37号、平成28年度葛城市水道事業会計予算の議決についてであります。

質疑では、平成28年度の予算では、給水原価が139円50銭、供給単価が141円48銭、1トン当たりの利益が1円98銭とわずかな利益が出ているが、平成26年度決算ではマイナス12円11銭であった。平成27年度の見込み等から判断する今後の経営方針はという問いに対し、平成28年度2月現在の見込みで3円以内の範囲ではあるが、差がマイナスに転じる可能性がある。現在、水道事業の経営においては、課題となっているのは、市の大口利用者が経営不振に陥ったことから、水道使用料が最盛期の約20分の1まで落ち込んでしまったことである。工場の増設や誘致等で利用者をふやす努力をしているものの、その当時の水準まで戻すことは至難の技であると思われる。そこで、平成28年度においては、県水受水量を12万トン削減し、更に自己水の確保に努めるとともに、県水に対しては二段階従量料金制の見直しの要望をして、水道事業の経営の安定化に努力をしてまいりたいという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございますけれども、そのほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されたことを申し添えまして、予算特別委員会のご報告とさせていただきます。

以上でございます。

赤井議長 以上で予算特別委員長の報告は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後0時10分

再 開 午後2時00分

赤井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第27、議第28号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

6番、岡本君。

岡本議員 議第28号、平成28年度葛城市一般会計予算の議決について、反対の立場で討論を行います。

まず、文書広報費であります。毎月発行の広報かつらぎの印刷製本費であります。毎年度、予算にして630万円から670万円ぐらいで配布戸数増分の費用が多くなる程度であります。平成28年度の予算では、通常の倍の金額1,300万円が計上されておるわけでございます。増額の理由を聞きますと、広報紙面のレイアウトについては民間業者が行うべきで、本来、行政の仕事ではないのと違うのかなというようなことが、民間から派遣されている凸版

印刷の社員からですか、指導を受けたというふうに答弁をされておるわけでございまして、各市町村が発行しておる広報誌につきましては、原稿でも各市町村が独自性を発揮して制作しておるというのが現状であるわけでございまして、また、職員が1人で担当しており、病気など不慮の事故で長期にわたって休んだ場合、他の職員では対応できないことも理由として答弁されました。各課の仕事分担につきましては、主として担当する者、あるいはまた、副として担当する者に分担して、それぞれ職員に仕事を割り振っておるのが現状だと思っております。仮に対応する職員がおらなくても、課内で職員同士が助け合いながら、市民に迷惑がかからない体制づくりが大切であると同時に、職員一人一人が自分に与えられた仕事に対して努力をし、叡智を出し、仕事を完遂する意欲が大事であるというふうに思うわけでございます。

以上のことから、民間委託に対することも大事でありますけれども、今回、広報かつらぎのレイアウトについては、従前どおり職員で対応するべきと考えます。

次に、火葬場費であります。火葬炉の敷設替えを平成28年から3年間で1炉ずつ敷設替えの計画をしておるということをお聞きしておるわけでございまして、1炉当たり約4,000万円ぐらいの費用がかかる。3炉同時期に敷設替えの場合、補助金もつかないために費用が多額となる。このことから、建設当初の業者と10年間のリースとして購入し使用する。このために、10年間で600万円から700万円の利子がかかる計算になるわけでございます。私は火葬炉については、他の機械を購入するのとは考え方が異なるわけでございます。火葬する場合に一番大事なことは、遺体に対する尊厳であると思っておるわけでございます。つまり、遺体に対する扱い方、考え方であるわけでございまして、人間の遺体につきまして、あくまで人間であるわけでございます。このことをしっかり頭に持って考えていただきたいというふうに思うわけでございます。また、現在の火葬場は昭和62年4月1日から稼働いたし、30年を経過しておるわけでございます。この間、大きな修理はありませんが、何回かの修理をして現在まで延命をされてきました。また、3年前、私は現場の声として、最近の死亡される方は体が大きく、大型炉が1基しかないために改修してほしいと現場の声を受け、市長に予算委員会をお願いしたこともあります。30年経過して敷設替えの時期も来ておることは理解をいたしておりますが、担当者も関係する職員も他市の最近の火葬炉も視察をしながら、費用面も検討しながら、安全で故障の出ない火葬炉の敷設が大事であるというふうにも思っておるわけでございます。火葬炉につきましては、正月以外1日も休むことができない火葬炉であるわけでございます。また、敷設替えを急がず、1年かけてよく検討し、次年度でもよいのではないかなと思います。3炉同時に敷設替えすることに、リースではなしに単年度で購入し敷設すべきであると考えておるわけでございます。また、財源について市長から、補助金もつかない施設で、多額の費用投資をできない。そのようなことから、リースで対応する考えということで答弁をされました。

墓地埋葬等に関する法律に基づく事業につきましては、補助制度はありません。この法律に基づく事業につきましては、各市町村で対応することになっておるわけでございまして、起債は該当いたします。市長が、補助金もつかないと答弁されました。国の地方創生にかか

わる補助金、平成26年度3月補正で地域住民生活等緊急支援交付金事業1億981万円。平成27年11月補正5,000万円。これは全額国庫補助であるわけでございます。平成28年の地方創生推進交付金事業費3,161万9,000円。このうちの2分の1、1,575万7,000円等の交付金がついてくるわけですが、この交付金を活用して火葬炉の事業費に充てることもできたのではないかなというふうに思っております。火葬炉の敷設の工事費用は3基で1億2,000万円ぐらいと聞くわけですが、平成28年度の葛城市の一般会計予算総額163億4,500万円。これからして1%にも満たない金額であるわけでございます。なぜ10年間、3基で2,100万円もの金利を支払う必要があるのか。火葬場は市民誰もが世話になる施設であるわけございまして、もう一度火葬場の歴史も考えていただいて、立派な火葬炉を単年度で設置することをお願いしたいというふうに思うわけでございます。

次に、地域活性化事業「新道の駅建設事業」であります。合併時の新市の建設計画には、地域活性化事業費10億円、寺口地内での計画でありました。山下市長になってから、地場産業振興ゾーン区域内、太田地内、新市の建設計画になかった新道の駅建設事業が事業費18億円を投じて事業を行うということからスタートして、準備が進められてきたわけございまして、平成26年度では24億円に膨れ上がりました。私は当初から、新道の駅事業につきましては凍結すべきという考えでまいりました。ところが、どんどん事業が進む中で、平成25年12月議会に新道の駅建設事業計画の凍結を求める議案を有志議員で提出をいたしました。残念ながら、7対6で否決をされました。そこで、市民にこのことを説明するために、平成26年4月に私たち有志議員でパネルディスカッションを開催して実情を説明する中で、市民の方から、ぜひ凍結すべきであるという意見をいただきました。市民の声として、葛城市みどりの風の会を立ち上げていただきました。そこで署名活動を展開していただき、6,752筆もの署名が集まりました。平成26年12月26日、山下市長、下村議長に会の代表3名が出向き、署名簿を手渡されました。しかし、きょうまで何の返答もないと嘆いておられる。これが現状であります。このようなことを見向きもせずどんどん工事が進められ、平成27年12月末までに21億1,850万円が執行済みであるわけでございます。平成27年度末までの発注計画約3億7,600万円。これを合計しますと25億円ほどの金になってくるわけでございます。

今後予定される工事、南阪奈道路のオンランプ、県道の周辺工事、地域振興棟周辺整備工事、駐車場整備、地域振興棟西側の公園整備等も残っておるわけでございます。理事者側は、全て管理をする事業費約27億円と考えておるということであるわけですが、私はそんな甘いものではないというふうに考えております。私は30億円近くになるというふうに思っておるわけございまして、事業費がどんどん増大し、市民への説明責任をどうする考えなのか。また、合併特例債発行予定額99億9,000万円、平成27年度末の合併特例債の発行済額91億4,880万円、残り8億4,120万円。合併特例債に見込まれている事業はまだまだ尺土駅前広場周辺整備事業、国鉄・坊城線、新炉の建設事業、中道・諸楯線事業等の事業がまだ完成ができていない状態であるわけでございます。この事業を完成できたときには、合併特例債の限度額ははるかにオーバーし、一般財源に負担がかかる起債が増大していくわけございませ

て、財源的には非常に苦しい状況に置かれるのではないかなというふうに考えます。このような財政運営には到底賛成できる状況にはありません。

以上で討論を終わります。

赤井議長 ほかに討論はありませんか。

3番、川村君。

川村議員 議第28号、平成28年度葛城市一般会計予算の議決につきまして、賛成の立場から討論させていただきます。

このたびの平成28年度葛城市一般会計予算につきましては163億4,500万円となり、前年度より1億1,100万円の減額の予算となっておりますが、平成16年の合併以来取り組んでこられました新市建設計画に基づく諸事業も引き続き計上された大型予算となっております。特に、本年秋にオープン予定の新道の駅かつらぎの関連事業費を初め、国鉄・坊城線整備事業及び尺土駅前周辺整備事業など、計画の終盤へ向けた予算計上となっております。特に総務費では、合併以降、市民の皆様が待ち望んでいました防災行政無線デジタル化整備事業があります。また、民生費では、これまで保健福祉部や教育委員会と個別に相談対応されてきたものを一元化された、こども・若者サポートセンター事業。衛生費では、災害時における拠点施設の太陽エネルギー、蓄電池等設置事業となる公共施設再生エネルギー等導入事業。農林商工費では、地産地消を推進するための葛城ブランド認証制度の創設。土木費では、引き続き継続されます新市建設計画の関連諸事業及び吸収源公園緑化事業。教育費においては、新庄及び白鳳中学校の教育環境向上のための空調設備設置工事などが新規事業に大きく期待をいたすところでございます。

市長が2期目に提案されています、新山下和弥ビジョンに即した取り組み事業が各費目に組み込まれており、また、社会情勢の動向を見据え、多くの情報を取り入れ、葛城市を更に活性化させ続けていくために知恵を絞っていただいていると感じ取れるものであります。そして、これを将来にどうつなげていくか、これから10年後を見据えた先行投資という考え方についても確認をいたしました。しかしながら、平成27年度の一般会計補正予算（第6号）におけます繰越明許費に掲げられた諸事業並びに新年度予算に計上された各事業とも、それぞれ事業の執行に当たりましては、事業の年度内達成のために全力を、市長、また、職員の皆さんが一丸となって尽くしていただきますよう、また、議会を含む関係機関とも十分に議論を重ねていただき、1日も早く事業を進めていただくことを強く要望いたしまして、私の賛成討論といたします。

赤井議長 ほかに討論はありませんか。

9番、藤井本君。

藤井本議員 議第28号、平成28年度葛城市一般会計予算について、討論をさせていただきたいというふうに思います。

いつものごとく非常に悩んだこの案件でございまして、まず、自分の思いというのか経過等もお話しさせてもらった上で、賛否について、また述べさせてもらいたいなど。時間がかかるかわからないですけども、文章化してませんけども、思いだけは伝わるように述べたい

というふうに思います。

まず、平成28年度一般会計予算を提案されて、やはり、私も議員生活も10年を過ぎて、それを見て、一言で言って、非常に、その新規事業を見たときに、評価の高いものというふうに認識をしました。先ほどからも出てますように、防災の無線デジタル整備事業とか防犯カメラ設置事業、また、一般質問等で何度も私も申し上げてきた小・中学校の、今回は中学校だけですけれども、教室の環境整備ということに取り組んでいただきました。そういった新規事業だけを見ていると、非常に私自身、本当に評価が高い、点数にすると高い点数のものになったというのが私の印象でございます。

つけ加えて、この機会ですので申し上げておきたいですけれども、いい事業なんですけど、急に出てくるというんですか、突如予算化される。確かに、災害等の対策とか含めて、何でも早くしなければならぬというものもございまして、何か予算化されるときに急過ぎるという部分があるかというふうに思います。もっと計画をする時間を大事にする。言葉で言うのと練るというんですか。また、理事者側の皆さんで話し合うという時間が欠けているのではないかなというふうに思う部分もございまして。こういったところを今後改めていただくと、今、私が申し上げている部分、いわゆる点数化に直すということになれば、もっと高い点数がつけられるのと違うかなというふうに私自身感じておりますので、この機会にお話をさせておいてもらいたいと思います。

一方、私は1年前のこの3月定例会で、先ほども出しましたが、地域活性化事業、新道の駅の予算を減額するという修正案を提出させていただいた。私が提出者となって議論をしていただいたわけでございます。提案理由というのは、ちょっと読み返してたんですけども、先ほど岡本議員からございましたように、平成26年12月、市民グループから約6,500人以上の方の要望署名というものが市長、また市議会議長宛てに提出をされたということが提案理由として、私もそのときに申し上げてるし、提出をさせていただいた経緯がございます。自分自身も読み返してみても、このときの提案理由を述べた最後の言葉に、市民の多くの声に耳を傾けず、10年、また20年に1度あるかないか、こういった署名活動、このような事態ということをしまい込んでしまう、封をしてしまう、このことについては非常に私は、今後において危険というふうに判断をしておりますということを申し上げて、そういうことを減額の修正案というものを提出させていただいた経緯がございます。

先ほど申し上げましたけれども1年前に否決された。私は、その否決された、次はどういうふうな活動をとったらいいのかというのは、皆さん方がどのように思われているかわからないですけれども、少し私たちのグループとは若干違った考え方を持ったかわからないんですが、きょうも智弁学園が勝ちましたけど、高校野球をやっています。野球に例えると、打つときはバッターやと。打ってしまったらやっぱりランナーにならなあかん。1塁に行ったら1塁の考え方をして、2塁に行けば2塁、3塁に行けば3塁と、その時々の方の考え方というものを大事にしていかなければならないということを私は考えて、また自分に言い聞かせて意見を述べてきたつもりです。

今、例に出したことがご理解いただけるかどうかかわからないですけれども、だから、議会に

おきましても、その時々において何が市民にとっていいのやろうということで、全体像として私は反対してきた中で、現時点においてはこれがいいだろうということで賛成もさせてもらった。条例の制定とか指定管理ということにつきましても、これが最適であるという方法を選んで賛成もさせていただいてきたところでございます。それが市民の皆様はどう伝わったのか、ちょっと誤解を招いている部分というのもございますけども、いろいろなご意見も私も頂戴しました。つけ加えて申し上げさせてもらうならば、今年の夏、お盆以降やというふうに思います。私たちのグループの中で、毎回、年に4回、議会が終わるごとに広報誌、議会報告ということで、市民の方々1軒1軒にポスティングをさせてもらってる部分がございます。そこで述べさせてもらったのは、去年のお盆ぐらいに配った新聞ですけども、道の駅論争については、もうやめましょうということを私は書かせてもらって、お配りをさせてもらいました。市民の方々から数多くの非難も浴びましたけども、私は、でも、道の駅論争に終止符を打とうと言って書きましたけど、同時にまちづくりの成功例というものもそこに一緒に書かせていただきました。それは何かというと、愛媛県の道後温泉の事例というのがいろんな中でよく使われるわけですけども、それを書いて、まちづくりをやっていく上において、10年、20年、または100年先を見据えたときの首長、町長であろうと市長であろうと、やりたいことがある。しかし、反対者が出た場合には、反対の方に説得に行く。そこに力を注ぐことが必要だということを書いて、そこにも一緒に書かせていただきました。なぜ書いたかということ、もう既に修正案とか凍結は否決されているわけです。あと、市長並びに理事者側、市当局がどのように、先ほどから言っている、要望を出された方々に対応していただけるのか。これは、私は申し上げませんでしたけども、そういうことを本当に本当に期待をして、まずはやめましょうと。市の対応というのに本当にご期待を申し上げてきたところであります。しかし、今日までそういうことは本当になく、本当にしまい込んでしまっているというのが状況ではないでしょうか。

このことについて、私は、道の駅、地域活性化事業のみならず、この予算を提出されるといった中で、本当に大きな問題であるというふうに私は今も思っております。よく、こういったときに最近の例に出されるのは、2020年ですか、東京オリンピック、次回のオリンピックで使われる新国立競技場建設問題。これは、当初1,300億円の予算であったやつが3,000億円になるというようなことが発覚して、国民の世論というものが、そんなのは必要ないと。それで安倍政権が白紙撤回をされたというのは皆さん方の記憶に新しいところであろうかというふうに思います。2020年の前に行われるラグビーワールドカップに間に合わない。しかし、そういうことを犠牲にしてでも、やはり、国民の世論というものは聞かなければならない。これが国の方針で白紙撤回をされました。安倍総理の言葉を今となってもう一度読み返してみますと、オリンピックだけに使うものでなく、国民に愛される大会、また、愛される施設でなければならない。そのために撤回するんだということで撤回に至ったところであります。そういった国の事例も紹介をさせていただきましたけども。

さて、それと比較して、この地域活性化事業、新道の駅の問題。要望書というものに戻りますけども、この要望書に記載された方は本当に住所と名前、いろんな方がおられると思

うんです。記載された方の中には、本当に真っ向から要らんとする人もあれば、説明を聞いてないのにと、いろんな方が幅広く、温度差も高いであろうというように思いますけども、やはり、住所と氏名を今の時代に書くということについては、本当にこのまちのことを思って書いておられる方もたくさんおられる。私たちはそういうことを裏切るわけにいかないわけです。そこには、この道の駅に18億円も使うんですよって書かれているところでもあります。先ほどの国の新国立競技場、3,000億円があかんと言われたから減額するねんということで白紙撤回されたわけですけども、例えば、市民が何ら動かなくても、18億円というものが市民の声を配慮して、考慮して市側の方で当初18億円と思ってましたけども、例えばですけど、15億円にしましたと、何ぼかの減額をしたというのであれば、市民に対しての説得力はあると思います。要望書をしまい込んでしまう、かつ事業費が、この前の予算委員会の中で私も傍聴させてもらってましたけども、本当に一部だけで全てを聞いたわけではないですが、まだ市民の方は18億円、18億円、18億円はあかんと、これぐらいの方はおられるわけです。しかし、この間の予算委員会で出ていた数字というのは27億円、28億円。委員によっては、もう30億円かて超えるのと違うかと、こういうふうな議論が委員会の中でされてるわけですよ。

これ以上言わなくてもご理解を得られるというふうに思います。私は何度も申し上げますけども、凍結はしなかった。修正案にも応じてもらえなかった。しかし、本当に市として、市側としてやるべきことはほかにも、何らかの方法はあったであろうというのが私の気持ちです。

最後に賛否を述べなければならぬんですけども、先ほど、高校野球の例で野球の例を出しました。私は行ったところ、1塁に行け、2塁に行ったら、3塁に行ったらと進んだら進んだところでその部分は応援をさせてもらおうつもりでいます。今、本当にわかりやすい、わかっただけかどうかわからないですけども、もうホームに向かって2塁ランナーが3塁を回ろうと、こういう時点ではなかるうかなというふうに思います。しかし、先ほど私が申し上げている、要望書をしまい込んでしまっている、何ら対応していないということについては、その野球に例えるのであれば、私は2塁ベースを踏んでいない。踏まないで3塁を回ってホームに行こうとしている。ご理解をいただけるかどうかかわからないですけども、そんな気持ちでいっぱいあります。よって、ランナーコーチであるならば、とめます。今の私も議員として、そういったことの思いの中で、今回の予算に賛成するわけにはいきませんので、以上、反対討論といたします。

以上です。

赤井議長 ほかに討論はありませんか。

8番、西井君。

西井議員 議第28号、平成28年度葛城市一般会計予算につきまして、賛成の立場から討論させていただきます。

今回の平成28年度葛城市一般会計予算につきましては163億4,500万円となり、前年度より1億1,100万円の減額の予算となっております。特に、新市建設計画に上げられています地

域活性化事業「新道の駅建設事業」、また、本年度末には竣工を迎えます、地域循環型社会形成推進事業、いわゆる新クリーンセンター建設事業、そのほか、国鉄・坊城線整備事業などが予算に計上され、前年度に次ぐ大型予算となっております。

また、少子高齢化に向け、国が提唱しております一億総活躍社会に向けた地方創生推進事業にも積極的に取り入れられ、将来の葛城市を活性化させるために独自の新規事業が全体的に計上されており、必要な内容となっておりますことに同意をするものであります。特に、防災行政無線の設置につきましては、一般予算163億3,450万円の中、約10億円。本年度予算に占める割合は6.1%にも及ぶ大きな割合を占めているわけですが、今後、東南海地震など大きな災害があると言われる中で、災害が起こったとき、住民が適切な情報のもと、風説の流布などによる悪影響の情報を受けない、また、市民のためにいろんな情報を発信する中で必要な情報源と思います。その情報源が6.1%に及ぶ予算が高くつきませんが、ご決断されたことは高く評価いたします。

また、総務費では、市民の方の利便性の向上につながるマイナンバーカードの独自利用となるコンビニ交付や図書館利用の事業、さらに、積極的な行政サービスの提供としての市民サービスカーの配置も計上されております。

また、民生費では、こども・若者サポートセンターの新設や新庄北小学校学童保育所増設工事。衛生費では、新クリーンセンターの稼働にあわせたごみ軽量化リサイクル推進事業や農林商工費では、幼児期から木のぬくもりにふれあう木育推進事業。土木費では、新市建設計画の関係諸事業。教育費においては、3歳児対応の準備に向けた新庄北小学校附属幼稚園園舎増築工事などがあります。

以上の全体予算を見させていただく中で、本年度は市長の市政運営の2期目の総仕上げの年を迎えることになっておりますが、本会議初日に提出されました平成28年度市長施政方針に掲載されております数々の事業につきましては、社会情勢の動向を見据えた成果であります。しかしながら、平成27年度3月補正予算に繰越明許費として上げられています諸事業につきましては、新年度予算に計上された各事業ともども早期に着工され、また、議会を初め関係機関や地元とも十分に調整を図られ、事業がスムーズに完了できるよう特段の努力をされることを強く求めまして、私の賛成討論といたします。

赤井議長 ほかに討論はありませんか。

15番、白石君。

白石議員 議第28号の平成28年度葛城市一般会計予算の議決について、反対の立場から討論を行います。

平成28年度の政府地方財政計画の規模は、通常収支分が85兆7,593億円、前年度比0.6%、4,883億円の増となっています。地方自治体にとって重要な一般財源の総額の規模は61兆6,792億円で、地方税で38兆7,022億円、前年度比3.2%、1兆2,103億円の増。地方譲与税は2兆6,854億円、前年比9.4%のマイナス、2,532億円の減となっています。地方交付税は地方税の増収見込みにより16兆7,003億円、前年比0.3%のマイナス、546億円の減となり、平成24年度の17兆4,000億円をピークに毎年減額されています。地方交付税の代替措置である

臨時財政対策債も3兆7,880億円、前年比16.3%のマイナス、1兆702億円の減。実質的な交付税額は20兆4,883億円、3.7%のマイナス、7,915億円の減となっています。その結果、一般財源の総額は前年度比で0.2%、1,307億円の増となっています。さらに、平成27年度からのまち・ひと・しごと創生事業費は、前年同額の1兆円が確保されています。麻生政権以来、地方財政処置として継続されてきた地方交付税の別枠加算は廃止されましたが、歳出の特別枠については、実質的に前年度の8,000億円程度の水準を維持しています。

また、平成20年度以降は、毎年のように補正予算で経済対策や地方支援が組み込まれてまいりました。本年も1月20日に成立した平成27年度補正予算において、一億総活躍社会に向けて緊急に実施すべき対策で1兆1,646億円など3.5兆円規模の国費が追加され、歳入では地方交付税が1兆2,651億円増額されています。

麻生内閣以来の経済雇用対策や地方財政対策によって全国の市町村の財政が好転し、奈良県においても、全ての市町村が実質収支が黒字になり、財調基金等への積み立てがふえるなど、地方自治体の財政は一挙に改善をしてまいりました。このような国の地方財政対策の中で編成された葛城市の平成28年度一般会計予算の総額は163億3,450万円、前年度比0.7%のマイナス、1億1,100万円の減となっています。歳入では、個人市民税が14億9,610万円と前年度比2.4%、3,550万円の増となっています。法人住民税は2億4,043万円と前年度より6.6%、1,354万円の増となっています。固定資産税は土地で7億900万円、前年比0.8%のマイナス、6,000万円の減となっていますが、地方圏の商業地、住宅地の公示価格が平成5年から24年間連続して下落しているにもかかわらず、固定資産税は高どまりのままで、市民の過重な負担は解消されておられません。これは、平成4年1月12日、旧自治省が発した一片の通達で、これまで地価公示価格の2割から3割とされていた固定資産税の評価額を7割にまで一気に引き上げたことが最大の原因であります。高い固定資産税の評価額によって、収入が減り続けている市民に重い負担を強いているのです。現行の課税措置は認めがたいものがあります。所得を基準にした減免制度を整備するなど、市民の負担を軽減し、市民の暮らしや経営を守る役割を果たすべきであります。地方交付税は41億8,500万円と前年度比0.2%、1,000万円の増となっています。臨時財政対策債は5億4,800万円と前年度比22.8%のマイナス、1億6,200万円の減となっています。地方交付税臨時財政対策債をあわせた事実上の交付税の総額は47億3,300億円と、前年度比で3.1%のマイナス、1億5,200万円の減となっています。歳入不足を補うために、財政調整基金積立金から昨年の9億7,900万円を3億1,600万円上回る12億9,500万円の繰り入れによって収支の均衡を確保しているところであります。

では、具体的な反対理由を述べてまいります。まず、寄附金等の名による住民負担の問題であります。消火栓の設置事業費390万円に係る10分の1の地元負担が39万円、さらに、ホースや消火器などの設置費用に係る助成金、消防施設設置事業費420万円に対する3分の2の地元負担は280万円が予定されています。地方財政法第4条の5、割当的寄附金等の禁止の規定は、昭和27年に税外負担の解消を促進する趣旨で、元来、寄附金は自発的、任意的なものであるべきとして、直接または間接を問わず、割り当てて強制的に徴収、また、これに相当する行為を含め、するようなことはしてはならないとの規定が設けられたものでありま

す。寄附金徴収の経緯や過去の実績からして、地方財政に反することは明白であります。何よりも、住民の安全や健康、福祉を保持することは地方自治体の基本的な責務であり、市の責任で財源を確保し、地元の要望とあわせて計画的に整備されるべきであります。

次に、職員の採用についてであります。葛城市は、市長は市の最高責任者であり、職員の採用試験に関与することは至極当然である。禁止する法律もないと採用試験に参画し、採点まで行っています。奈良県12市の中で、市長が採用試験に関与しているのは葛城市だけあります。地方公務員法第6条、任命権者は、任命権者の任命権の具体的内容は、この法律、政令、条例その他の規程に従い、それぞれの職員の任命、休職、免職及び懲戒等を行う権限を有するものとする規定されています。任命権の内容とその行使の仕方は、まず、職員の身分の取扱いの基本法である地方公務員法によって規律され、これに従って執行されることを求めているのであります。また、第15条、任用の根本基準では、職員の任用はこの法律の定めるところにより、受験成績、勤務成績、その他の能力の実証に基づいて行わなければならないと規定し、任用の根本原則として、成績主義、能力実証主義の原則がうたわれています。本条項の趣旨、目的は、1つに、優秀な人材を確保し、すぐれた職員として育成することです。2つ目は、人事行政にとって極めて重要なことは、人事は公正でなければならないことであります。そして、人事の公正を妨げるものとして、情実人事の弊害が大きいことあります。成績主義に対立する概念として獵官主義があります。これは、任命権者等の縁故や個人的なつながり、信頼関係等に基づいて任用する制度であり、選挙に伴う論功行賞等につながるものであります。我が国の戦前における政党政治のもとにおける運用の実際から見て、その長所より弊害が多かった過去の経験から、獵官主義による情実人事の弊害を排除するために、成績主義の原則が強調されているのであります。

また、葛城市政治倫理条例は、市長や議員は市の代表者として、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その責務に関して不正の疑いを持たれるおそれのある行為をしないことと規定し、さらに、公正な人事を図るため、市職員、臨時職員を含む採用に関して、推薦または紹介をしないことと明記しています。この地方公務員法や葛城市政治倫理条例の規定を尊重し、市長は職員採用試験の採点を初めとした関与を直ちにやめるべきであります。

次に、防犯灯の設置についてであります。平成21年度より一定の条件を満たす防犯灯の設置は、2万5,000円の範囲で市が全額負担する改善が実施されました。さらに、本年度予算において、大字間通学路、交通防犯面で危険と思われる場所の街灯の設置を市の負担で経年的に実施することになりました。大いに評価できるものであります。しかし、大字等の規模、財政力の違いによって、街灯の整備やLED化の転換が進まない地域があります。どこに住んでいても市民の安全を守ることは市の仕事です。合併前の旧當麻町では全額公費負担でした。防犯灯の設置や修理に対する2分の1の負担の継続は、サービスは高く、負担は低くの合併時の約束をないがしろにするものです。市の責任で計画的に整備すべきことを求めます。

次に、障がい者福祉についてであります。自立支援法が廃止され、新たに障害者総合支援法が施行されました。難病等が加えられましたが、サービス利用料の応益負担制度は温存されたままです。葛城市では、非課税世帯への利用料の減免などにより、障がい者サービスの

利用者の負担額は79万7,984円で、負担率は0.21%。障がい児サービス利用者の負担額は224万4,464円で、負担率は4.11%。補装具の利用者の負担額は18万3,588円で、負担率は2.12%に軽減されているということでもあります。しかし、障がい者年金を受け取りながら仕事をしている人の半数近くが、年間の所得が50万円未満という厚労省の実態調査を見ても、わずかな年金や工賃収入、家族の支援が頼りの障がい者にとっては、大きな負担となっているのであります。障がい者の自立を妨げ、人権をないがしろにする応益負担の障がい者施策は認めがたいものであります。駅前駐輪場整理の委託を初め、作業所利用者の給食や利用料等への補助、市が率先して障がい者を雇用すること、市の公民館等のさまざまな教室、講座等に障がい者も積極的に参加し、多くの人と交流することを支援するなど、在宅で頑張る障がい者と家族、自立を支える事業者等への支援の拡充を求めます。

次に、保育所や学童保育所の入所についてであります。全国では、保育所の入所選考に落ちた母親が、2月中旬「保育園落ちた、日本死ね」と怒りをつづったブログが国会で取り上げられ、待機児童の問題が改めて大きな問題になっています。本市では待機児童はないということですが、国の待機児童の基準は、市内全ての保育所が対象で、どこかに空きがあれば待機児童にカウントされない仕組みです。身近なところ、希望するところには入れない仕組みになっているのです。また、空きがあっても、年齢によっては入れないなど、定員に余裕がありません。更に深刻なことは、保育士が不足していることです。児童福祉法第24条は、両親の就労等によって保育を必要とする状態にある乳幼児について、保護者が選択した保育所に入所させ、保育を提供することを市町村に義務づけています。どこの保育所にするかの親の選択権も認められています。緊急の対応で定員をふやすこと、整備計画をつくり、保育所をふやすことが求められます。何よりも、保育士の給与の引き上げなどの処遇改善を図り、働いていない潜在的な保育士の現場復帰を支援するなど、保育士の確保に全力を挙げることであります。さらに、国に対して、公定価格を見直し、保育士の給与の基準額を増額するよう求めるべきであります。学童保育所はもっと大変な状況です。既に満杯の状況で、現状の施設の規模では受け入れが困難な状況です。女性が活躍する社会、一億総活躍社会のスローガンは風前のともしびです。市は現状を的確に把握して、指導員の確保と待遇の改善、代替施設の確保や施設の増設等を直ちに対処すべきであります。

次に、事業系ごみの手数料の引き上げについてであります。平成22年6月から事業系ごみの持ち込み手数料が、10キログラム100円から150円に値上げする改定が実施されました。市内の事業者や中小業者の要請、議会の決議により、当分の間130円を継続することになりましたが、厳しい経済情勢の中で、地域経済と雇用を支えて頑張っている事業者の皆さんに、平成27年度は1,480万円の負担を見込んでいます。循環型社会をつくるために、これから市民や事業者、行政が一体となって取り組まなければならないときに、経費の節減や他市からのごみの搬入を抑制するとして事業者負担と責任を押しつけることは、協働の取り組みを壊すものであり、認めることはできません。

次に、有線放送維持管理費についてであります。有線放送の新庄地域では、スピーカーの購入で3,990円、軒下から室内への配線や設置の工事費も市民負担となっていました。平

成25年度より、有線放送のスピーカーを無償貸与することになりました。評価できるものがあります。さらに、軒下から室内への配線や設置に係る工事費等についても、市の負担で行うよう更なる努力を求めます。防災行政無線の當麻地域では、2万9,600円の受信機は無償貸与で、もちろん工事費の負担はありません。住んでいる地域によって負担が異なることは著しく均衡を欠き、公平の原則に反するものであります。配線等の工事費は、1件当たり約1万6,000円程度です。年間の設置台数を100件とすれば、160万円あれば解決できます。防災行政無線の整備事業が予算化されたところではありますが、不公平の解消、住民負担の軽減に最大限の努力を求めます。

次に、農業振興についてであります。戸別補償制度から経営所得安定対策事業に変わるなど、猫の目のように変わる国の農業振興政策。その目玉が減反政策では、日本や葛城市の農業に未来はありません。現在の米価は、平成6年には60キロ当たり2万2,000円だったものが1万円を割り込み、過去最低の水準となっています。これでは、農業者の生産意欲、後継者に託す希望を失い、水田の荒廃、転用を加速させ、農業経営をますます衰退させてしまいます。何よりも、安倍政権が受け入れたTPPは、日本の農林業や地域経済、食の安全や国民の暮らしの広範な分野に大打撃を与えます。完全自由化で食料自給率が13%にまで下がるという農水省の試算は、大打撃の一端を証明しています。今からでも、TPPを具体化する手続を中止すべきであります。葛城市が進める基盤整備、ハード事業に多額の予算を配分する公共事業中心の農業政策では、地域農業の危機に歯どめをかけることはできません。農業を基幹産業と位置づけて、経営を支え、後継者を育てる所得補償や価格保障制度の創設、地産地消の促進、有機農業の拡大、消費地の開拓、農地の保全、拡大などに予算を重点的に配分をし、家族経営を中心に、集落営農など多様な農業経営を支える政策に改めるべきであります。

次に、地域活性化「新道の駅建設事業」についてであります。新道の駅建設事業は、合併後の葛城市のまちづくり計画をことごとくほごにした上に、凍結を求める6,752筆の市民の意思や有志議員の見直しを求める声にも一切耳をかさず、山下市長と一部の有力者や団体、議会の多数の力で強引に推進をしてまいりました。

新市建設計画や山麓地域整備計画、総合計画にもなかった、新道の駅建設計画が都市産業常任委員会に初めて提案されたのは平成23年10月25日でした。このときの提案では、施設配置案、概算事業費の算出、(仮称)新道の駅施設構想、(仮称)道の駅経営運営組織図案、(仮称)道の駅経営分析表案などの6点の資料が示され、施設や駐車場等の配置図、施設構想、売り上げ規模予定及び施設の敷地面積など詳細な説明がなされました。ところが、その直後の12月の定例会では、平成27年4月のオープンに向けて、運営をより経営という観点から一層深く考えるために、道の駅かつらぎ設立委員会が平成23年11月28日に設立されました。この設立委員会において、施設の規模、運営方法等、道の駅全体にかかわる部分を協議し、より慎重に考えていきますと、1カ月もたたないうちにワーキング会議に決めてもらった計画を取り下げたのであります。そして、この4年間余りの間、施設の規模や内容、事業手法や敷地面積等がころころと変わり、事業費はどんどんふえてきたのであります。

きわめつけは、平成26年3月定例会における事業手法の転換であります。当時の都市整備部長は、物産販売所や加工所の都市再生事業部分の用地は、都市公園事業で買収をした。都市公園に設置してもよい公園の種類としては、売店、飲食店等が都市公園法施行令で定められている。道の駅に計画している施設については、これに当たると考える。建築面積要件については、道の駅西側の違法盛り土の場所も含めた範囲を公園区域にすることにより、建ぺい率2%の基準は満たされていると考えると、都市再生整備事業ではなく、用地の買収も施設の建設等も公園事業で進めると明言したのであります。ところが、6カ月後の9月の定例会には、事業につきましては都市再生整備事業で行っている。道の駅交流広場整備事業という事業名で、公園事業という発言は間違いであると全面的に訂正をし、市長がおわびをするという事態になり、再び事業手法が変更されたのであります。ずさんな計画の最たるものであります。

これまで市は、建設費18億円のうち、国から約8億円を交付金としていただく。残りの9億5,000万円は合併特例債を活用する。市の負担額は事業の実施期間内では約5,000万円である。残りの合併特例債の返済が年間約2,000万円。15年間で約3億円となる。市の負担額は合わせて3億5,000万円であり、有利な事業である。市民に大きな負担はかけないと盛んに言ってまいりました。ところが、地域産業振興の根幹の経営方針だった、売り上げの70%を地元産品とする当初の目標を奈良県産品70%に変更し、精肉、鮮魚店等の出店を追加するなど、にぎわいをつくり、集客をふやして利益を追求するために、売り場面積を当初の1,575平方メートルから1.8倍の2,873平方メートルに拡大をするなど、本体事業費は18億円から20億円に増額され、さらに、高速道路へのオンランプや周辺道路整備などの関連事業費に4億円が追加されるなど、事業費は24億円にも膨らんできたのであります。

ところが、驚いたことに、本定例会予算特別委員会において、新道の駅事業の本体事業と関連事業費が26億9,300万円になることが明らかになったのであります。当初の18億円の1.5倍、事業費現行の24億円の1.2倍にもなります。さらに、厨房機器の購入費9,400万円を加えますと27億8,700万円、約28億円にもなります。さらに、修景事業として実施される違法盛り土部分の吸収源対策公園緑地事業2億2,500万円を含めると、何と、30億1,200万円にも膨れ上がることになるのであります。市の負担額が3億5,000万円におさまらないことは誰が見ても明らかであります。

その上に、ライフサイクルコストの負担がかかってまいります。ライフサイクルコストは、建物の竣工から解体、廃棄されるまでの期間に、光熱水費や清掃費、保守点検費や修繕更新費などですが、建設費のおよそ3倍から4倍の費用がかかります。地域振興棟の建設費8億円から試算をしますと、24億円から32億円のライフサイクルコストがかかることとなります。40年間で32億円かかるとしますと、ライフサイクルコストは年間平均額8,000万円の負担が発生することとなります。ところが、新道の駅の運営会社に選定された株式会社道の駅かつらぎが昨年7月に提出した中期収支計画には、光熱水費や清掃費、保守点検費などは入っていますが、修繕費や更新費は計上されておられません。しかも、収支計画では3年目でやっとなり900万円の利益が出るという極めて生産性、採算性の低い収支計画になっております。

何のことはない、株式会社道の駅かつらぎと正式に契約した昨年12月の段階になって、20万円以上の修理費は市が負担をする。リニューアル費や更新費なども協議の上、市で負担することになったのであります。結局、年間平均額8,000万円のうち約3,000万円程度、32億円のうち12億円程度のライフサイクルコストを負担することになるのではないのでしょうか。しかも、市長は、昨年4月12日の農産物直売所出荷説明会において、出店していただく方がこの場所を活用してもらうけていただく。運営会社の利益というのはなくていいんです。出品や出店していただく方々に全て還元をする。そのために新しい道の駅をつくっていくんだということですよと耳を疑うような挨拶をしています。

これまで、市は施設を建設して提供するだけ、市民に負担はかけません。運営会社には管理料は支払わず、赤字が出ても補てんしませんと言っていました。運営会社の極めて低い生産性や採算性の収支計画、さらに、利益はなくていいという経営理念では、市財政で赤字を補てんする事態が来ることは容易に予想できるものであります。

こんなところと変わりずさんな事業に、市民、国民の莫大な税金を注ぎ込んで、一体誰が責任を負うというのでしょうか。10年、20年後に新道の駅建設にかかわった当事者は、誰が残っているのでしょうか。責任を負うものは誰もいない。最終的には、市民の負担で補てんし、維持することになることは目に見えています。合併後の葛城市のまちづくりにとって重要な事業である、近鉄尺土駅前周辺整備事業や新クリーンセンター建設事業、国鉄・坊城線などの新市建設計画事業が平成29年度に先送りされる中で、ひたすら平成28年秋オープンに突き進む新道の駅事業は容認できないものであります。

次に、吸収源対策公園緑地事業についてであります。これまで、大字要望として設置された疋田や木戸から用地取得に係る費用の一部を寄附金として、それぞれ1,100万円、1,500万円が徴収されています。さらに、平成26年度に実施された今在家や、これから計画されている林堂、中戸、西室からも寄附金を徴収することが予定されています。地方財政法第4条の5の規定は、割当的寄附金等を禁止しています。吸収源対策公園緑地事業が初めて提案された平成24年3月定例会の予算特別委員会における議論の中で、大字の要望等にも応える意味で、寄附金として3分の1をいただくということになったわけですよとはっきりと答弁をしています。きわめつけは、基本となる発想につきましては、分担金徴収条例の趣旨に基づいて、用地費の3分の1を寄附金としていただくと基本的な考えを明言していることでもあります。明確な割当的、強制的寄附金を禁じた地方財政法違反ではありませんか。大字疋田や木戸からの寄附金は、当初予算の歳入の一般寄附金に用地費の3分の1相当額が計上されていました。ところが、どうしたことか、途中から計上されなくなりました。葛城市寄附採納事務規程に基づき、一般寄附金を収納するという手続を行い、その後、寄附金を受け取った後で予算計上するやり方に変更し、感謝の気持ちからいただいている、葛城市寄附金採納事務規程に基づき収納していると説明を変更したのであります。この手続の変更こそ、まさに地方財政法の規定に違反していることをみずから認めたものであります。大字要望もなく、行政の都合で公園整備を行った兵家、これから実施を予定している忍海や柿本、さらに、新道の駅西側の違法盛り土部分の寺口、太田などからは寄附金は徴収しないということですので、

全くのご都合主義と言わなければなりません。取扱規程の第3条、寄附金採納の取扱い第3号の行政の中立性、公平性が確保されているかの規定に照らしても、認められないものがあります。葛城市はこれまで、緑の基本計画に基づき、国の補助金を受けて緑化重点地区整備事業で4カ所、まちづくり交付金事業で2カ所の公園を整備してまいりましたが、用地取得費はもとより、一切の地元負担を徴収しておりません。寄附金の徴収を直ちに中止するとともに、徴収した寄附金は大字に返還すべきであります。

次に、総合型地域スポーツクラブの設立についてであります。平成29年3月末の設立に向けて着々と準備が進められています。文科省や市は、総合型地域スポーツクラブは子どもから高齢者まで参加できる、さまざまなスポーツを愛好する人々が参加できる、初心者からトップレベルまでそれぞれの志向に合わせて参加できるという、多世代、多種目、多志向の特徴を強調し、さらに、地域住民により自主的、主体的に運営されるスポーツクラブであり、運営や受益者負担の観点から、スポーツ施設の修繕等に係る維持費は、地域住民の会費を中心としたクラブ費の財源から負担するとしています。さらに、活動拠点となるスポーツ施設を持ち、定期的、継続的なスポーツ活動を行うことができると、クラブの設立を推進しています。ところが、葛城市の主要なスポーツ団体である体協や各種連盟は、加盟団体や会員から会費を徴収しておりません。体協は、加盟している連盟に対して助成金を支給しているところでもあります。傘下の各種クラブは、年会費や随時に会費を徴収してクラブの運営や行事に充てていますが、施設の修繕等に係る維持費は負担はしておりません。体協や各種連盟、クラブは拠点施設を持たず、市のスポーツ施設を中心に活動しています。葛城市の市民体育祭やスポーツ大会、屋敷山の公園まつりや成人式マラソン、駅伝等、葛城市の体育スポーツ大会や各種行事にボランティアで参加するなどの貢献により、スポーツ施設の優先的な使用が認められ、使用料も減免規定が適用され、原則無料で使用しているのであります。

旧新庄町、當麻町の時代から、社会教育施設や体育施設の整備とあわせて、利用の促進、住民参加を推進するために、関係団体や在住、在勤の市民には使用料を減免して、原則無料で施設を提供することを施策として実施してまいりました。このことによって、まちの行事等への住民参加が広がり、ボランタリー精神が醸成され、今日では葛城市の各種行事にとって、なくてはならない存在になっています。合併後も貴重な財産が引き継がれているのであります。総合型スポーツクラブと共存していくということではありますが、長年の取り組みで培われてきた住民参加やボランタリー精神の成果、伝統を拙速な受益者負担の観点等の導入によって失われてはなりません。さらに、合併時のサービスは高く、負担は低くの約束も葛城市市政と市民にとって重要な意味を持っています。施設設立そのものを否定するものではありませんが、平成29年3月末設立にこだわることなく、慎重な審議、検討を求めるものであります。

次に、新町スポーツゾーン計画についてであります。新町スポーツゾーンは、葛城市民の健康増進を目的として、第一健民グラウンドや新町公園球技場、ウェルネス新庄や新庄スポーツセンター等の施設が配置され、スポーツ・レクリエーションのための総合的なスポーツゾーンとして多くの市民に親しまれてきたが、これをより高度で安全かつ安心して利用できる

新町スポーツゾーンの再編を目指し、施設を整備すると提案をしています。そして、加えて、2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京オリンピック、2021年のワールドマスターズゲームズ等の国際大会の開催に向けて、五條市や御所市と連携をして、ラグビーやサッカー等のキャンプ地としての誘致を視野に入れ、一大拠点の形成を目指して整備を進めるということではありますが、市民の健康増進とスポーツ振興を図るというよりは、「加えて」と後段に書かれている国際大会の誘致のための一大拠点づくりが最大の目的になっているのではないのでしょうか。整備方針と整備概要案や委員会等における説明からしても明らかではありません。

第一健民グラウンドのハイブリッド天然芝の採用や1,500人程度の観覧席、新町公園球技場の人工芝ピッチへの改修、コミュニティセンターの洋室化や建替え等を含めた改修、ウェルネス新庄の風呂の増改築やヘビーウエートのトレーニング機器の導入、駐車場の増設などがあります。説明にあった、唯一市民が利用できそうなウォーキングやジョギングコースは、整備概要案には記載されておりません。市民は秋の体育祭で年に1度だけ使用することになるのではないのでしょうか。最大限の整備概要案ということではありますが、市民の健康増進とスポーツ振興を図るために、これだけの事業が必要でしょうか。

五條市や御所市では既存の施設の活用を考えており、新たなスポーツ施設や宿泊施設等の整備は今のところ考えていないということでもあります。予算審査でも概算事業費やランニングコスト、ライフサイクルコスト、工程表も示されませんでした。まさに財布は1つであります。一体どこにそんな財源があるのでしょうか。議論のたたき台がないままに国際大会の開催時期に合わせて本年度中の基本設計の発注など、見切り発車は認められません。市の健康増進と市民の参加と利用を中心としたスポーツ施設とすることが最大の目的でなければなりません。また、葛城市の現在と将来の財政の見通しを十分考えた事業でなければなりません。現状の整備方針と整備概要案では到底賛同できないものであります。

最後に、市長の施政方針についてであります。施政方針は市の懐、貯金について、合併直後には36億円余りあった積立金の残高は、平成20年度には18億円に半減をした。しかし、国の補助金の確保、臨時交付金の最大限の活用、合併特例債を初めとする交付金の算入の高い起債の活用などの財政運営が功を奏し、平成26年度末における基金残高は56億円余りと、平成20年度末からすると約3倍の残高を確保することができました。良好な財政運営をさせていただいている現状でございますと、合併時から今日までの基金残高などから葛城市の財政の評価、認識を語っています。このような評価、認識は、合併後の国の地方財政対策や経済対策、そして、その影響について、全国の地方自治体の財政がどのようになったか、その経過や実証を全く理解せず、無視した市長の私見としか言いようがありません。では、どうして平成20年度に基金残高が18億円に半減したのでしょうか。合併前の旧新庄町と當麻町とあわせた地方交付税と臨時財政対策債の総額は、平成13年度が43億8,000万円、平成14年度は43億7,900万円、平成15年度は44億4,800万円でした。ところが、合併をした平成16年度の地方交付税の総額は36億円となり、一挙に8億円も減ってしまったのであります。言わずと知れた小泉内閣による三位一体改革によって、平成16年度に地方交付税が2兆9,000億円も削

減されたことによるものであります。全国の自治体が予算が組めない、予定の事業ができないなど財政危機が一挙に広がったのであります。葛城市も例外ではなく、大幅な地方交付税の減額により、平成17年度から平成20年度の4年間は、毎年3億6,000万円から5億1,400万円を取り崩して歳入不足を補てんしなければ予算が組めない状況に陥ったのであります。

このような事態に全国の市町村から悲鳴が上がり、地方の反乱によって、第1次安倍内閣は平成19年の参議院選挙で敗退したのであります。その後、麻生内閣は経済対策や雇用対策として、数度の補正予算で約4兆5,000億円を計上いたしました。さらに、平成21年度当初予算においては、歳出の特別枠などで実質1.5兆円を計上し、歳入面では地方交付税の特別加算1兆円を計上して、地方の反乱をおさめようとしたのですが、とき既に遅しで、衆議院選挙で惨敗をし、民主党に政権を奪われることになったのであります。しかし、政権が変わっても、経済対策や歳出の特別枠、地方交付税の別枠加算等の地方財政対策が現在の第2次安倍内閣に引き継がれているのであります。このような施策によって地方自治体の財政は息を吹き返し、御所市は41年ぶりに黒字に転換をするとともに、奈良県の全ての市町村が黒字に転換をし、余剰金を財政調整基金積立金等に積み立てできるようになったのであります。

葛城市では、平成18年には33億円程度に激減した地方交付税総額は、平成21年度には39億2,600万円に回復し、平成26年度には48億7,000万円と、平成18年度より15億円もふえているのであります。しかも、緊急雇用交付金やきめ細かな交付金、まち・ひと・しごと創生事業費や地方創生推進交付金などの経済対策や地方支援の活性化対策などによって、じゃぶじゃぶと国費が投入されているのであります。国の補助金の確保、臨時交付金の活用、交付税の算入の高い起債の活用などの小手先の財政運営などによって、基金が3倍もふえることはありませんのであります。このような財政運営は、旧當麻町や旧新庄町でもやってきたことであります。しかも、56億円にふえた基金の中身は、財政調整基金が21億円、国営十津川紀の川二期事業償還金が2億6,000万円、合併特例債を借り入れて積み立てた地域振興基金が13億円であります。しかも、一般財源として現在と将来の財政運営に活用できる基金は、財政調整基金の34億円が主なもので、他の基金を運用することは困難であります。

尺土駅前周辺整備工事や国鉄・坊城線整備事業などの新市建設計画事業、さらに、行政防災無線の整備や小・中学校のエアコン整備、新町スポーツゾーン整備計画など多額の費用がかかる新たな事業が提案されるなど、平成28年度予算は秋のイベントを意識した大盤振る舞いの予算であります。合併後、法人税が約6億3,800万円減っています。固定資産税の償却資産が2億6,600万円、個人市民税の普通徴収が2億1,900万円の減収など、長引く景気の低迷により地域経済が疲弊をし、市税はピーク時より9億2,900万円も減少しているのであります。一方、平成26年度には、平成18年度比で13億3,000万円もふえてきた頼みの綱の地方交付税が、国と地方の借金が1,000兆円を超え、プライマリーバランスが悪化する中で、平成24年度以来連続して減らされ、平成28年度には特別加算が廃止されるなど縮減されてきているのであります。このような状況の中で、起債の償還や住民サービスの維持、子育て支援や高齢者の医療や介護の需要に対応する一般財源が確保できるのでしょうか。良好な財政運営を支えていただいているという市長の認識では、市民と市財政は大変なことになります。

さらに市長は、日経ビジネスの「働く世代が住みやすい都市ランキング」において、葛城市は全国30位、近畿地方では1位に選ばれたと胸を張って、日本一の葛城市を目指すと言っています。都合のよい都市ランキングの1つを捉え、施政方針という公の文書で内外に発信することは、葛城市の評価、認識を危うくするものであり、市長としての見識が問われる問題であります。同じ日経ビジネスの「活力ある都市ランキング」では、治安がよい、新しい住宅が多い、行政サービスが充実をしている、保育所や幼稚園が充実をしているなど、51項目の指標を抽出して評価をしています。奈良県では生駒市が49位、香芝市が55位、奈良市が106位、橿原市が163位、大和郡山市が249位、天理市が252位であります。葛城市はランク外で記載されておられません。

また、東洋経済新報社の「住みよさランキング」総合評価では、葛城市は全国448位で、都道府県ランキングでは7位にランクされています。同じ住みやすさでも、指標の抽出によってこれほど違うのであります。1つのランキング評価をもって葛城市の全体を評価するようなメッセージは、市民に誤ったメッセージを与えることにはありませんか。葛城市の責任者としてはふさわしくないメッセージであります。こども・若者サポートセンターの設置や小・中学校へのエアコンの設置、精神障害者医療助成制度の2級への拡大や、市が計画的に実施する大字間等の街灯の設置など賛同できるものであります。以上の理由により反対をいたします。

以上です。

赤井議長 ほかに討論はありませんか。

5番、増田君。

増田議員 議第28号、平成28年度葛城市一般会計予算につきまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

本予算は、合併から12年目を迎える新年度予算であります。振り返りますと、山下市政が誕生しましてから、市民の要望に応える形で新市建設計画に基づき、磐城第二保育所、新庄小学校附属幼稚園、学校給食センターなどハード事業を展開されてこられました。一方、市民の幸せづくりのために、各分野の事業に対しましても誠心誠意全力投球で市政を運営されてこられました。これらの事業を展開するには、税収の確保はもちろんですが、貯金と言ふべき基金が必要になるわけですが、平成20年ころには合併当初に36億円あったものが、一時は18億円まで半減しました。しかし、平成26年度では56億円までふえております。このことから言えますのは、国からの情報をいち早く取り入れ、有効な交付金等の獲得により、健全な財政運営をされたたまものと思います。

そこで、平成28年度一般会計予算でございますが、総額163億4,500万円となり、前年度より1億1,100万円減額の予算となっておりますが、これらの財政支出を維持する歳入を見ますと、一般財源となる市税や地方交付税は前年度よりは微増となっており、経済と少子高齢化等の影響によるものと思われませんが、今後は増収を望むことはできません。そのために行財政改革も必要であります。財源確保が急務であります。企業誘致はもちろんですが、葛城市の観光資源を生かすことが可能となるものであります。今年秋にオープン予定の道の駅が

あります。これは大阪府と隣接した好立地という地理的条件により、農業、工業、商業の地域振興の拠点になり、内外の多くの観光客を呼び込み、インバウンド需要に対して大いに期待が持てます。

一方、歳出を見ますとさまざまな事業がありますが、それぞれに財政負担の軽減を考慮したものであります。その1つとして、総務費の防災体制の強化となる防災行政無線デジタル化整備事業では、起債事業ながら対象事業費に100%充当でき、交付税算入は70%となっております。

また、特色ある内容として、若者世帯の葛城市への定住促進につながる数々の要因となるものがあります。代表的なものとして、民生費においては、これまで保健福祉部や教育委員会と個別に相談対応されてきたものを一元とされた、こども・若者サポートセンターがあります。

また、快適な生活環境の保全として、衛生費においては、新クリーンセンターの稼働にあわせた、ごみ減量化リサイクルの推進事業や自然環境の保全の一環として、農林商工費では、幼児から木のぬくもりにふれあう木育推進事業、土木費では、景観や交通安全面から無電柱推進予算などが、教育費においては、教育環境の充当のための新庄及び白鳳中学校の教育環境向上のための空調設備設置工事があります。

以上、歳出全般を見まして、財政に負担をかけないように、国等の補助金を有効に活用し、経常的費用については無駄を省いた予算となっており、葛城市を日本一のまちにすべきすばらしい内容であります。なお、留意すべきこととして、平成27年度3月補正予算に繰越明許費として上げられております諸事業があります。これら諸事業については、新年度予算に計上された各事業とともに早期に着手され、議会を初め関係機関や地元とも十分に調整を図られ、事業がスムーズに完了できるよう鋭意努力されることを強く要望いたします。また、地域活性化事業におきましては、先ほど説明したように、事業の目的、効果が市民に対して大きな期待の持てる事業でございます。しかしながら、十分な市民への理解が得られていないことから、今後とも事業効果の周知に努めていただきますよう強く要望いたしまして、私の賛成討論といたします。

赤井議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第28号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

赤井議長 起立多数であります。よって、議第28号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時35分

再 開 午後3時45分

赤井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

あらかじめ、本日の会議時間は、議事の都合により延長します。

日程第28、議第29号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

15番、白石君。

白石議員 議第29号の平成28年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について、反対の立場から討論を行います。

サービスは高く、負担は低くの約束にもかかわらず、合併2年目の平成18年度に平均で17.6%、2億5,500万円の大幅な保険税の引き上げが実施されました。大幅な引き上げは中小商工業者や農業者の経営を圧迫し、年金生活者や所得の低い勤労者世帯などの生活を脅かし、滞納世帯をふやし、安心して病院にかかれない状況を広げています。国保は加入者の多くが無職者や所得の低い人が占める保険になってきています。平成27年9月時点での葛城市の国保加入世帯の5,767世帯の所得調べでは、所得200万円以下の世帯は4,557世帯で、加入世帯の79.1%、8割を占めています。さらに、その内訳を見てみますと、所得ゼロの世帯が1,765世帯で30.6%、所得50万円未満の世帯が690世帯で12%、所得100万円未満の世帯が756世帯で13.1%、所得150万円未満の世帯が819世帯で13.4%となっています。所得ゼロの世帯が1,765世帯、加入世帯の30.6%、実に3割を占めているのであります。さらに、その所得ゼロの1,765世帯のうち、年金収入も給与収入もゼロの世帯が672世帯あります。所得ゼロ世帯の38.1%、全加入世帯の実に11.7%、10世帯に1世帯以上が収入ゼロという状況であります。ところが、国保は、こんなに所得が低い世帯が多いにもかかわらず、国保税は収入が少なくても、ゼロでも均等割や平等割、資産割が課税されます。さらに、所得割も基礎控除だけという旧ただし書き方式で課税され、個人市民税など他の税金に比べ、過重な負担となる仕組みになっているのであります。

国保税の平成26年度の現年度分の徴収率は93.34%。個人市民税の収納率が99.05%ですから、5.71ポイントも下回っているのであります。支払い能力を超える国保税に、払いたくても払えない市民、被保険者が増加をし、現年度分の滞納世帯は886世帯、滞納繰越し世帯は852世帯と加入世帯の16.2%に上っています。均等割等を2割、5割、7割軽減する法定減免を受けている世帯は2,664世帯と加入世帯の48%。そのうち7割軽減を受けている世帯が29%、1,575世帯と一番多くなっている所以であります。国保税が払えなくて、3カ月の短期保険証が発行されている世帯は46世帯。さらに、市役所で保管されている保険証は68世帯あります。そのうち、納付相談中が58件で、居所不明が10件となっております。重い負担に耐えられず、滞納を余儀なくされている加入者に対する安易な短期保険証の発行をやめて、正規の保険証を発行すべきであります。また、保管されている保険証は早急に加入者に届ける手だてをとるべきであります。この間、所得の低い世帯に対する所得基準の引き下げや単身世帯への適用の拡大など、均等割や平等割を軽減する法定減免制度の拡充により、軽減措置が実施されてまいりました。

一方で、預貯金や給与等の差し押さえや換価などによる滞納処分の強化により増収を図る

とともに、合併後の平成17年度から毎年不納欠損処分を行い、この10年間で2億3,852万円の不納欠損処分を実施するなどして、3億5,500万円を超えていた滞納繰越額を2億5,293万円にまで減らしてまいりました。しかし、現年度分の収納率が低迷をする中で、毎年5,000万円程度の滞納が新たにふえてまいりますので、根本的な解決にはなっておりません。

法定減免制度の対象の拡大、申請減免制度の充実を図り、払える国保税に改善をして、滞納をもとから抑えることが重要であります。とりわけ、収入ゼロや低所得の世帯等に対して市が定めている申請減免制度の見直しが急務であり、具体的な規定を明記し充実を図ることを強く求めておきたいと思っております。

葛城市の被保険者1人当たりの医療費は、平成26年度は31万7,376円と県下39市町村のうち29番目と若干順位は上がりましたが、平成27年度の速報値では31万5,668万円、34位となっております。平成19年、平成20年、平成21年度の3年間は、県下で一番低い医療費でありました。市民、被保険者の皆さんの健康や予防、医療に対する高い関心や協力、健康推進委員さんを初めとした保健予防活動の取り組み、開業医の先生方のホームドクターとしての尽力によって、国保財政が何とか支えられているのであります。

合併時のサービスは高く、負担は低く約束が基本的に守られ、平成28年度予算においても、一般会計から2億323万円の法定外繰入によって財源不足を補っています。市町村国保は市民、保険者の努力にもかかわらず、厳しい財政運営が常態化し、何度も国保税の引き上げを余儀なくされてまいりました。その原因は、昭和59年に国保事業に対する国の定率の国庫負担を総医療費の45%から医療給付費の50%に改定をされ、総医療費に占める国庫負担は38.5%に削減されたことによって、国保の総収入に占める国庫負担金は1980年代には50%程度あったものが、平成19年度には25%となっております。その削減分を保険税負担として、国民、市民、そして市財政に転嫁をしていることが最大の原因なのであります。

国保制度は、憲法や国民健康保険法に基づき、国の責任で国民に医療を保障する社会保障制度です。国保財政の健全化を加入者の負担増や都道府県に一本化する広域化等に求めるのではなく、国にこそ削減されてきた国庫負担率をもとに戻し、責任を果たすことを強く求め、誰もが安心して医療にかかれる社会保障制度として再構築すべきであります。一般会計からの繰り入れや資格証明書の発行の回避、短期保険証の発行基準を改善し発行を抑えるなど、評価できるものでありますが、以上の理由により反対をいたします。

討論を終わります。

赤井議長 ほかに討論はありませんか。

8番、西井君。

西井議員 議第29号、平成28年度葛城市国民健康保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

国民健康保険は、国民皆保険制度の中核として、地域住民の医療の確保と健康の保持、増進に大きく貢献してまいりましたが、被保険者の高齢化や保険税の負担能力の低下に加えて、医療費の増嵩により厳しい財政状況が続いています。国におきましては、将来にわたり国民健康保険制度を持続可能な制度とするため、財政支援の拡充により財政基盤を強化し、被保

険者の負担の軽減を図るとともに、都道府県単位による制度の安定化のための取り組みを進めていくこととされています。このような状況の中にあつて、葛城市では保健事業に力を入れ、医療費の増加を抑え、一般会計からの繰り入れの財源補てんを受け、県下でも低い医療費、低い保険税率を保ち、運営をされてきました。

平成28年度予算はこの方針に基づき、全体の60.7%を占める保険給付費を初め、平成27年度から拡充された共同事業の拠出金、交付金など必要な歳入歳出予算を計上されています。その中の保健事業におきましては、生活習慣病を早期発見し、また、未然に重症化を防ぎ、医療費の増加に歯どめがかかるよう受診勧奨や節目年齢対象者への無料クーポン券交付による一部負担金の助成などの特定健康診査等事業を継続的に推進し、平成26年度と平成27年度の2年間実施された地域での臨時集団検診をきっかけとして、受診率のより一層の向上を図り、被保険者の方々の健康の保持、増進に努めることとされています。このような取り組みにより、国民健康保険の円滑な運営を行うために編成された予算であると考えます。国民健康保険の被保険者の方々が必要ときに必要な医療を安心して受けることができるよう、安定的で持続可能な制度を運営していく必要があるため、今後とも引き続き医療費適正化の一層の取り組みにより歳出の抑制を図るとともに、国民健康保険税の収納率の向上による歳入の確保に努めることなど、より一層の経営努力を重ねられることを望みまして、私の賛成討論とさせていただきます。

赤井議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第29号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

赤井議長 起立多数であります。よつて、議第29号は原案のとおり可決されました。

日程第29、議第30号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

15番、白石君。

白石議員 議第30号の平成28年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について、反対の立場から討論を行います。

平成28年度の介護保険特別会計の予算は、平成27年度から平成29年度までの3年間の第6期介護保険事業計画の2年目の予算であります。第6期事業計画において、第1号被保険者の介護保険料の基準月額、持続可能な制度設計のための保険料を算出するとの方針に基づき、4,100円から24.4%、900円引き上げられ5,000円とされたところであり、保険料の負担は、円安による物価の上昇や消費税の増税、年金収入が連続して減少している中で、高齢者の生活に大きな打撃を与え、困難にしています。

第1号被保険者9,084人のうち、年金収入が年額18万円、月額1万5,000円を超える被保険

者の保険料は年金から天引きをされています。それ以下の収入の被保険者1,115人は、市が徴収する普通徴収とされています。この収入の少ない普通徴収保険料の徴収率は平成26年度の決算では90.36%でした。平成25年度が90.8%、平成24年度は91.8%、平成23年度が87.9%と低迷が続いております。そして、毎年400万円程度の収入未済額が出ております。平成20年度から6年間で合計4,358万円の不納欠損処分をしましたが、滞納繰越額は1,816万円とふえております。低迷する収納率や滞納の状況を見れば、被保険者に対して過重な負担になっていることは明らかであります。高い保険料の原因は、介護に係る国庫負担の割合を50%から25%に引き下げたことにあります。しかも、この20%のうち5%は後期高齢者の比率の高い市町村に重点的に配分をする調整交付金であります。全国市長会や町村長会が繰り返し要望しているように、調整交付金は25%の別枠にして、国庫負担割合を30%に引き上げ、介護保険料を引き下げるべきであります。このままでは際限なく保険料は引き上げられることとなります。増大する介護給付費に見合う介護保険料の支払いが困難になることは目に見えています。被保険者の介護保険料の支払いの困難による介護保険財政の破綻は必至であり、政府が掲げる持続可能な保険制度のスローガンとは全く逆の事態に陥ることは免れません。

連立政権を組む自民党や公明党は、消費税増税前には、介護保険の国庫負担割合を10%引き上げると主張をしておりました。今こそ、介護保険制度の根本矛盾を解決するために、国庫負担割合を10%引き上げるべきであります。葛城市は国の対応待ちではなく、早急な市独自の保険料や利用料の減免制度を整備すべきであります。

さて、第6期事業計画では、国の制度改正に合わせて介護保険制度が大きく後退することになってしまいました。その1つは、特別養護老人ホームに入所できる人を原則要介護3以上に限られることになったことです。制度改定前の特別養護老人ホームの待機者は、全国で52万人、葛城市では143人でした。そのうち、要介護1、2の人は全国で17万8,000人、葛城市では59人で、この59人の人は、一部の例外を除いて特養入所の対象外とされ、待機者の枠からも除外されることになったのであります。公的保険において、介護を受けられる人を限定することなどとてもない話であります。さらに、所得の低い人たちが介護施設に入所していた場合に、食費や居住費の負担を軽減する補足給付が縮小されたことによって、葛城市の被保険者9人の方が補足給付を打ち切られております。貧困な入居者、待機者が急増する中で、補足給付は拡充こそ求められ、後退させること自体、重大な逆行であります。さらに、所得200万円以上、単身で年金収入のみ280万円以上の被保険者利用者から2割の利用料の負担が導入をされました。本市の被保険者123人の方が2割負担となったのであります。制度を後退させる改定をそのまま盛り込んだ平成28年度予算は認めがたいものであります。さらに、平成26年6月に成立をした医療介護総合確保推進法、新総合事業によって、要支援者1、2の訪問介護と通所介護を介護保険から外し、市町村が主体となって実施している地域支援事業、介護予防日常生活支援事業を平成29年度までに移行する準備が着々と進められています。多くの高齢者を介護サービスの対象から除外をし、ボランティアなどによる安上がりのサービスへ誘導し、介護認定を受けさせない自立の促進、要支援者への介護給付を後期高齢者の人口の伸びである3%から4%に抑え込もうとしているのであります。新総合事業は地

方自治体のサービスを切り捨て、給付費削減に駆り立て、介護難民問題は一層深刻化し、高齢者と家族の負担と不安を増すばかりであります。中止撤回すべきであります。

これまで国が盛んに言ってきた家族介護から社会が支える制度、サービスが選択できる制度などの宣伝文句が全くの偽りであったことが明らかになっております。65歳以上の高齢者人口は過去最高の3,190万人となり、高齢化率は25.1%と過去最高を更新しています。これから団塊世代が急速にふえ、平成37年には高齢社会のピークを迎えます。この高齢社会の見通しから明らかになることは、家族介護に依存している現状を早急に改善することであり、特別養護老人ホーム等の増所、小規模多機能型居宅介護施設、グループホーム、定期巡回随時対応型訪問介護、介護看護サービスなどの基盤整備が重要であるということでもあります。ピークを迎えるというなら、公的介護保険は抑制ではなく充実こそ必要です。日本社会の病理が進行し、虐待や貧困など処遇困難な高齢者が急増する今こそ、自治体の老人福祉や保健公衆衛生等の連携、再構築が急務であります。国の対応を待っている間に合いません。民間事業者に頼らず、葛城市の責任でサービス基盤の整備に着手すべきであります。

以上、討論を終わります。

赤井議長 ほかに討論はありませんか。

4番、西川君。

西川朗議員 議第30号、平成28年度葛城市介護保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

超高齢化社会と言われる中、社会保障費の増大や医療介護業界の人材不足など、深刻な問題が多岐に及んでおります。介護問題でも個人や家族の枠を超え、社会全体、国民全体で考えるべき深刻で現実的な課題となっております。葛城市においても、昨年度策定されました第6期介護保険事業計画に基づき、高齢者を支える基盤づくりや介護予防を主とした施策、支援に取り組みされて、その成果に期待を寄せるものであります。

地域支援事業では、新事業として在宅医療、介護連携事業の実施や生活支援の充実強化を図るため、生活支援コーディネーターを配置するなど新しい包括支援事業として、地域包括ケア実現に向けた充実強化に積極的な取り組みを評価いたすものであります。

また、介護予防事業では、地域では介護予防活動への支援、2次予防事業対策者への予防教室の充実など成果に期待を寄せるものであります。介護保険給付では、全体的には第6期事業計画の見込みに近い数値で推移しているものの、施設介護サービス費や居宅介護サービス費の伸びが著しく、介護給付費準備基金の取り崩しなど、予算編成に苦慮されたことなど評価いたすものであります。

高齢者に対する総合相談支援業務については困難事例も多く、今後ますます増加することが予想されます。さらに、日常生活支援総合事業の充実や地域包括ケア実現への取り組みなど多大なる課題を抱えている中、地域包括支援センターの充実強化を図っていただき、サービスの必要な方に必要なサービスを提供できるよう、健全な介護保険事業の運営を進めていただくことをお願いして、私の賛成討論とさせていただきます。

赤井議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第30号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

赤井議長 起立多数であります。よって、議第30号は原案のとおり可決されました。

日程第30、議第31号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第31号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第31号は原案のとおり可決されました。

日程第31、議第32号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第32号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第32号は原案のとおり可決されました。

日程第32、議第33号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第33号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第33号は原案のとおり可決されました。

日程第33、議第34号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第34号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第34号は原案のとおり可決されました。

日程第34、議第35号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第35号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第35号は原案のとおり可決されました。

日程第35、議第36号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

15番、白石君。

白石議員 議第36号の平成28年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について、反対の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度が平成20年4月から導入され、75歳以上の高齢者は、これまで加入していた国保や組合健保、政管健保などを脱退させられ、強制的に加入をさせられました。75歳以上の高齢者を切り離し、健康保険の対象から強制的に外すやり方は、年齢による命の差別そのものであり、憲法が保障する法もとの平等に反するものであります。

本年は2年ごとの保険料の改定によって、所得割が8.57%から0.35%引き上げられ8.92%に、さらに、均等割は4万4,700円から100円引き上げられ4万4,800円となります。年間平均保険料は7万1,904円になり、値上げ額は350円、0.49%の負担増となります。後期高齢者医療制度は保険料が2年ごとに改定をされ、医療給付費の増加と後期高齢者の人口比率が増加するのに応じて保険料が引き上げられる仕組みになっています。

平成20年の制度導入のときの葛城市の平均年間保険料は6万3,396円でしたが、平成22年には6万4,209円、平成24年には6万9,961円と2年ごとに引き上げられ、このたびの平成28年の見直しで平均年間保険料は7万1,094円となり、導入時から11.3%、8,508円も引き上げられたのであります。

厚労省は、9年後の平成37年には後期高齢者の人口比率が12.9%となり、平均年間保険料は9万5,976円になると試算をしています。消費税の増税や年金が連続をして引き下げられ、厳しい生活を余儀なくされている高齢者の暮らしに際限のない負担を押しつける医療制度は認めがたいものであります。

平成26年度の決算では、被保険者のうち、収入額が月額1万5,000円未満の方々が対象となる普通徴収者は653人であり、被保険者の16%を占めています。この普通徴収者の保険料の滞納者は前年度より27人ふえて67人となり、普通徴収者の10人に1人以上が滞納を余儀なくされている状況になっております。6カ月以上の滞納者に発行している6カ月短期保険証の発行は21件にもなっています。払いたくても払えない高齢者がふえているのであります。短期保険証の発行をやめるとともに、市は保険者として収入のない人や少ない人の保険料を減免する独自の制度をつくるなど、安心して医療にかかれるよう支援すべきであります。

後期高齢者医療制度は、保険料が払えず、1年以上滞納すると悪質滞納者とみなされ、保険証が取り上げられ、かわりに資格証明書が発行される仕組みが法定化されております。これまで、75歳以上の高齢者は老人保険制度の対象者として、被爆者や結核患者等と並んで保険証の取り上げが法律で禁止をされておりました。これが老人保険制度の廃止によって、75歳以上の人からも保険証の取り上げを可能にしたのであります。こんな制度では、無年金や低年金など収入の少ない高齢者の命や健康を守ることはできません。資格証交付制度は直ちに廃止をすべきであります。後期高齢者医療制度の狙いは、医療費がかかる75歳以上の高齢者をひとまとめにして、際限のない負担と差別医療を押しつけることで医療費を抑えることにあります。国の負担を削減するために、高齢者を差別する医療制度の執行を担い、高齢者に耐えがたい負担を押しつけている後期高齢者医療保険特別会計は認めがたいものであります。

以上、討論を終わります。

赤井議長 ほかに討論はありませんか。

5番、増田君。

増田議員 議第36号、平成28年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

後期高齢者医療制度は、少子高齢化社会の中で増大する高齢者の医療費を国民全体で支え、また、従来の老人保険制度が抱える問題点を解決するために創設されたものと認識をしております。国による制度の改正やわかりやすい広報への取り組み、保険料軽減措置の拡充や口座振替納付の選択など改善策が実施されたことにより、制度の執行から8年を経過しようとする昨今においては、被保険者の方々に一定の理解を得て、制度の定着が図られつつあると認識をしております。

平成28年度は2年ごとの保険料の見直しに伴い、歳入では保険料、また、保険料軽減措置の拡充に伴い、一般会計から補てんされる保険基盤安定繰入金が増額となり、歳出では、広域連合へ納付する後期高齢者医療広域連合納付金が増額となっています。後期高齢者医療保険制度を運営する広域連合においては、保険料率上昇の抑制策を講じられているとのことであり、また、保健事業の推進や医療費適正化事業に積極的に取り組むこととされています。

高齢化が進む今後において、この制度が高齢者の方々に安心して受け入れられ、持続可能な制度となるため、財政運営のことを十分勘案し編成された予算であると考えます。今後とも、県並びに広域連合との連携を密にし、現行制度の円滑な運営を図り、よ

り一層安定した高齢者医療制度の構築に向け努力されることを望み、私の賛成討論といたします。

赤井議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第36号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

赤井議長 起立多数であります。よって、議第36号は原案のとおり可決されました。

日程第36、議第37号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第37号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第37号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第37、発議第1号、無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書を議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

7番、朝岡佐一郎君。

朝岡議員 ただいま上程を賜りました、発議第1号、無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

地域住民の生活環境の改善や地域の活性化を図るため、とりわけ、防災性の向上や安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興等の観点から、無電柱化の取り組みを計画的かつ円滑に進めることはとても重要でございます。しかしながら、欧米はおろか、アジアの主要都市と比較しましても、我が国の無電柱化の割合は著しく低く、近年、異常気象等の災害による電柱の倒壊に伴う救助、援助等の影響や痛ましい通学児童の交通事故、急激なインバウンド効果による海外観光客の増加などから、無電柱化に対する地域の要望は極めて強いものとなっております。

この状況のもと、全国の多くの地方自治体市長は、このたび、無電柱化を推進する市区町村の会を創設され、本年3月18日現在で268市区町村がそれに加盟をされています。とりわけ、皆さんご存じのように、この無電柱化を推進する市区町村の会の会長は、本市の山下市長でございます。これら市区町村の皆さん方は、安倍総理を初め多くの政党にも陳情要望活動をされている、このような状況下でございます。つきましては、本議会といたしまして

も、国会におきまして災害の防止、安全で円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関し、その基本理念や責務、推進計画の策定等を定めることにより、施策を総合的、計画的かつ迅速に推進し、公共の福祉の確保や生活の向上、地域経済の健全な発展に貢献する無電柱化の推進に関する法整備の早期成立を強く要望いたしたいと思うところでございます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出させていただきます。

説明は以上でございますが、議員皆様から多くのご賛同を賜り、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

赤井議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第1号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第38、発議第2号、児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書を議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

5番、増田順弘君。

増田議員 ただいま上程を賜りました発議第2号、児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

本年1月の埼玉県狭山市における3歳女児の死亡事件や東京都大田区での3歳男児の死亡事件など、児童虐待により幼い命が奪われる深刻な事態が続いています。家庭や地域における養育力の低下、子育ての孤立化や不安、負担感の増大などにより、児童虐待の相談対応件

数は増加の一途をたどり、複雑かつ困難なケースも増加をしています。こうした現状に鑑み、政府は昨年12月、全ての子どもの安心と希望の実現プロジェクトにおいて、児童虐待防止対策強化プロジェクトを策定しました。

政府においては、同プロジェクトで策定された施策の方向性を踏まえ、児童虐待発生予防から発生時の迅速かつ的確な対応、自立支援に至るまでの一連の対策強化のため、早期に児童福祉法等改正案を国会に提出するとともに、以下の項目についても速やかに実施するよう強く要請をいたします。

1、児童虐待の発生を予防し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を実現するため、子育て世代包括支援センターを法定化し、全国展開を図ること。また、孤立しがちな子育て家庭へのアウトリーチ支援を強化するため、子育ての不安や悩みなどを抱える家庭への養育支援訪問事業やホームスタート、家庭訪問型子育て支援事業を全ての自治体で実施できるようにすること。

2、児童相談所全国共通ダイヤル189の更なる周知を図るとともに、児童相談所につながるまでに数分かかっている実態等を早急に見直し、通報しやすい体制を整えること。また、通報に対し、緊急性の判断や関係機関との連携を的確に行える体制整備にも努めること。

3、児童虐待が発生した場合、迅速かつ的確な初期対応が行われるよう、児童相談所の体制や専門性を抜本的に強化すること。特に、児童福祉司、児童心理司、保健師などを初め、職員配置の充実、子どもの権利を擁護する観点等から弁護士を活用等を積極的に図ること。

4、学校や医療機関、警察等関係機関において早期発見と適切な対応を図るため、児童相談所と関係機関との間における緊密な連携体制を再構築すること。特に、警察と児童相談所においては、虐待の通報を受けた場合、虐待の有無にかかわらず、情報共有を図ること。また、一時保護等において警察と児童相談所が共同対応する仕組みを全国で構築すること。

5、一時保護所における環境改善を早急に図るとともに、量的拡大を図ること。また、里親や養子縁組を推進し、家庭的養護のもとで子どもたちが安心して養育される環境を整えること。

6、被虐待児童について、18歳を超えても引き続き自立支援が受けられるようにするとともに、施設退所後や里親委託後の児童等に対し、きめ細かなアフターケア事業を全国で実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

説明は以上でございます。議員皆様方のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

赤井議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましても、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第2号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第39、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の閉会中継続審査申出一覧表のとおり、葛城市議会会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申し出書が提出されました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、一覧表記載事項について、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井議長 ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

議員の皆様方には7日の開会以来、慎重にご審議をいただきまして、また、格段のご協力によりまして、本日まで議会運営が円滑に進められましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

これをもちまして本定例会を閉会するわけですが、各執行機関におかれましては、議員各位からの会期中に出された意見や要望を真摯に受けとめられ、平成28年度葛城市政の執行に当たられますよう要望いたしますとともに、本市の市政の更なる発展のため、創意工夫を凝らし、市内外に本市の魅力を発信していただきながら、諸施策の実現に向け、引き続き全力を挙げて取り組んでいただきますこともあわせて要望いたしまして、私の閉会の挨拶といたします。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

山下市長。

山下市長 定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る3月7日に開会されました平成28年第1回葛城市議会定例会が、本日をもって全日程を終えさせていただき、閉会を迎える運びとなりました。これまでの間、提案をいたしました条例の制定及び改正、また平成28年度予算など、全議案につきまして慎重審議の上、いずれも原案どおり可決いただきましたことに対しまして、改めまして厚く御礼を申し上げます。

また、先ほど、議員の発議の中で、無電柱化を推進する法整備を求める意見書を全会一致でご採択をいただいたわけですが、全国の無電柱化推進をする市区町村長の会長として感謝を申し上げたいというふうに思っております。

また、発議第2号で児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書が、これも全会一致で採択をされたわけですが、葛城市は4月1日にこども・若者サポートセンターという全く新しい窓口の一元化を図る施設をスタートさせます。どのような形になるのか、全国でも例を見ない新たな取り組みだと思っておりますので、試行錯誤だとは思いますが、できるだけ当事者に寄り添いながら、妊娠期から、また、不登校までいろんな方々の思いに寄り添えるような運営ができるように努力をしてみたいというふうに思っております。

また、それ以外に、本定例会におきましては、議員の皆さん方から数々のご意見を頂戴いたしました。また、そのご意見やご指導につきましては、今後の市政運営に十分に留意をし、心を引き締め、今後の市政運営に努めてまいります所存でございます。今後ともなお一層のご支援、ご指導をお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、閉会に当たりましての私の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

赤井議長 以上で平成28年第1回葛城市議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午後4時40分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 赤 井 佐太郎

議 会 副 議 長 西 井 覚

署 名 議 員 岡 本 吉 司

署 名 議 員 朝 岡 佐一郎